
平成29年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成29年3月23日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成29年3月23日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第3号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第4号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第6号 平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第7号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第8号 平成28年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第9号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第10号 南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 日程第11 議案第11号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 南部町税条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正について

- 日程第21 議案第21号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 平成29年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成29年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成29年度南部町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成29年度南部町病院事業会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成29年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第34 議案第34号 南部町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第35 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第36 陳情第1号 水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書
- 日程第37 陳情第2号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情
- 日程第38 請願第3号 平成32年からの水道料金改定に反対を求める請願書
- 日程第39 請願第4号 テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書
（追加議案）
- 日程第40 発議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 発議案第2号 複合施設建設調査特別委員会の設置について
- 日程第42 発議案第3号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第43 議員派遣
- 日程第44 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第3号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第4号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第5号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第7号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第8号 平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 日程第11 議案第11号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 南部町税条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 平成29年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第25 議案第25号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成29年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成29年度南部町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成29年度南部町病院事業会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成29年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第34 議案第34号 南部町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第35 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第36 陳情第1号 水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書
- 日程第37 陳情第2号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情
- 日程第38 請願第3号 平成32年からの水道料金改定に反対を求める請願書
- 日程第39 請願第4号 テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書（追加議案）
- 日程第40 発議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 発議案第2号 複合施設建設調査特別委員会の設置について
- 日程第42 発議案第3号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第43 議員派遣
- 日程第44 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 加 藤 学君 | 2 番 荊 尾 芳 之君 |
| 3 番 滝 山 克 己君 | 4 番 長 束 博 信君 |
| 5 番 白 川 立 真君 | 6 番 三 鴨 義 文君 |
| 7 番 仲 田 司 朗君 | 8 番 板 井 隆君 |

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、井田章雄君、12番、亀尾共三君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（秦 伊知郎君） 議事に入る前に一言議長のほうから申し添えます。

3月6日、町政に対する一般質問で、一般質問されました議員の方の態度が不適切であったという指摘を町民の方から受けております。全員協議会で話し合い、そして本人にも申し渡しておりますので、よろしく願いいたします。

日程第3 議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第3号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長でございます。議案第3号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第4号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第4号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第5号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第5号、平成28

年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第6号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第6号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第7号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第7号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第8号、平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第8号、平成28

年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第9号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第9号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 10 議案第 10 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 10 号、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 10 号、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 10 号、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 11 議案第 11 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 11、議案第 11 号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第 11 号、南部町特別会計条例の一部改正に

ついて。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、南部町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第12号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、南部町個人情報保護条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

日程第 1 3 議案第 1 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 3 号、南部町課設置条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 3 号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 1 4 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 4 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第14号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第15号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第15号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 16 議案第 16 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 16、議案第 16 号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 16 号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 16 号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 17 議案第 17 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 17、議案第 17 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 17 号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第17号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第18号、南部町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第18号、南部町税条例等の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第19号、南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第19号、南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第20号、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第20号、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査をいたしましたが、反対者があり、採決の結果、賛成者7名、反対者6名、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛成、反対、それぞれの意見を報告をいたします。

まず、可決すべきという意見です。会見地区に合わせて3年後に値上げをしようという条例改

正ですが、一番基本となる公共料金審議会の意見は尊重すべきという立場から賛成をするもの。

反対の意見です。反対の意見には大きく2種類ございました。まず、1つ目は、この条例の改正は3年後の値上げを含むものであり、3年後の値上げについてはその時期に決定すればよいのではないかという意見。

もう一つの意見としましては、公営企業会計法の趣旨は、努力する部分はしっかりしてその上で足りなければ一般財源を入れても仕方がないということで、今回はその努力を怠るという意味であり、反対をするもの。

さらにもう一つの意見としましては、基本的に経営を改善するという方向なのに、値下げをするものは認められない。これだけ経営が苦しいので、みんなで痛み分けをして頑張っただけ目標の健全経営の料金まで引き上げようということだと考える。

もう一つは、基金の繰り入れというのは経営改善に投入すべきことだと考える。1億1,500万円は到達すべき目標の料金を下げるために使うべきと考えるため反対をするといったような意見がございました。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 動議を提出いたしますので……（「動議賛成」と呼ぶ者あり）よろしく願います。（「動議反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 動議が出まして、動議賛成という声が出ていますので、ここで休憩をとります。暫時休憩とりますので、よろしく願います。

動議を提出されました議員の方、動議の内容につきまして点検いたしますので、担当課と一緒に書類を提出してください。

10分休憩します。再開は9時40分からにします。

午前9時26分休憩

午前9時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま亀尾共三君から南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正について対しての修正動議が提出されました。この動議は、他に1人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

まず、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正に対して修正案を提出されました亀尾共三君から、提出案の説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 動議を提出した亀尾共三でございます。

動議の理由であります、議案20号は3年後、つまり平成32年には料金の引き上げをも含む条例の内容であります。これまで私ども共産党議員は、一貫して低位均一にすることを求めてまいりました。

条例改正の内容は2つであります。一つには、会見地域の低位の料金に全町を統一すること。もう一つは、3年後、つまり平成32年には25%の料金を引き上げる内容であります。

私が出しました修正案は、会見地域の料金に統合することのみとするものであります。議員の皆さんの賛同を得て、どうぞよろしく御賛同をお願いします。

なお、つけ加えますが、加入金に対する料金の統一、このことも申し上げておりますが、今回は修正動議の内容は、25%、3年後に引き上げること、このことを条例から省くこと。このことを求めるものであります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。修正案に対しての質疑はありませんか。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 修正案につきまして若干、質問させていただきます。

先ほどの説明でこのたびの修正案は会見の料金に統一するのみだということでございました。ということは、西伯地区の現在の料金を、簡単に申し上げますと、会見が2,000円、西伯地区が3,000円というのを下げたままずっといくというお考えのようではけれども、そうしますと使用料が相当、収入が減ってきて経営が悪化していくと思います。そのかわりの財源をどう求めるお考えなのでしょうか。

それから、毎年そういう収益減のものを補填されるのか。今回20号で出ております執行部案でありますと、3年間を一気に資金として出すという形ではけれども、毎年補填されるのかという2点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑ありましたので、答弁をお願いいたします。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お答えいたします。

まず、1点目でありますけれども、会見の料金のほうへ統一することです。このことを続けるということ、そして3年後、大体、国が言うには3年から5年の間に見直しをすべきだということをおっしゃっております。このことについて、今、この時点で3年後に25%引き上げるとい

ことについては理解できませんこと。

そして財源ですけれども、財源については、これは今回3年間の分、1億1,500万円を計上されております。これをその後も補填については、不足分については一般財源から繰り入れること、このことを考えているところであります。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） その後もずっと一般会計から繰り入れをするんだという修正案のようですけれども、繰り入れはそう簡単にできるものではないということを御理解いただきたいと思えます。

一つには、地方公営企業法第17条の3には、一般会計から繰り入れをする場合の条件として、「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。」と規定しております。その特別の理由に、これが毎年、あるいは先ほどの説明でありましたようなその都度、この特別の理由に該当して入れることが可能なのか。これが合理的な理由になるんでしょうかというところに疑問を持ちます。単純に一般会計からの繰り入れはできないということを御理解いただきたいと思えます。

今、水道会計のほうは、経営しておりますのは皆さん方からいただきます水道使用料、それと国で定められた法定補助、これは起債償還の利息の2分の1、これは法で決められたものなので毎年繰り入れてもらっておりますが、それ以外の理由として、今回特別な繰り出しはされておりますが、これは3年分一気に出すという形で、これもそれが理由が立つのかどうか分かりませんが、そういう形で出されています。

先ほど亀尾議員がおっしゃったような不足分はどんどん一般会計から繰り入れて使用料を下げたままですとっていくというようなことはいかななものかというふうに思いますし、そういうことは簡単にはできないということを申し上げておきたいと思えます。

それと、質疑ですので質問させてもらいます。公営企業法は独立採算制、使用料で賄うというのが大原則ですけれども、そうした使用料を下げたまま一般会計からの繰り入れでしのぐんだというお話ですが、経営改善としてはどういうことをお考えなのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お答えいたします。

まず、企業会計であるから一般会計からの繰り入れがずっと続けることはどうなのかということなんですけれども、実は本会議のときでもこのことについて質疑もありました。同僚議員からありました。その中で、別にこれは出したらいけないと、あるいはマイナス点が出るというような

ことは、そういうことはありませんということでした。ですから、私は、町民の生活を守るため、生きていくための欠くことのできない水道については、一般会計から繰り入れて町民の生活を守るのが当然であるということでもあります。

それから、もう一つの改善点なんですけども、これはいわゆる経費の問題とか、そういうことを執行部のほうでも一つは人事の問題でもそうでしたし、1つの会計にしていくということ、そのようなことから改善をされること。そのようなことが聞いておりますので、それは十分可能であると私は思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに……。

三鴨議員、よろしいですか。

○議員（6番 三鴨 義文君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山でございます。三鴨議員の質問と若干ダブる部分があると思いますが、先ほど三鴨議員が質問をされた中身は、経常的な水道事業を今の状態で維持していくための年間約3,500万円というふうに執行部が見積もっておられる経費、これの不足額、これを毎年毎年、一般会計のほうから補填していくんだという回答がございましたが、ただ、今の水道の設備の状況を見ますと、老朽化が進んだ管路等々の更新というものが目の前に見えております。もしかすると単年度で、億単位でそういった経費がかかってくるような年度も発生するのではないかなというふうに大変危惧をしておりますが、そこら辺の財源をどこに求めるのかということをお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど景山議員から、もし赤字が、補填になった場合の財源をどこに求めるのかという問題ですよね。その件については、私たちが考えていますのは、一つには、今回、3年後に上げるのちょっとやめてくれという提案をするときに、今後の経費について私たち提案していこうと思っておりますのは、一つにはこの3年間で、3年間ですよ、上げないというこの次の見直しが来るだろうという3年間の間で、少なくとも何らかの管路工事等があった場合は、いわゆる累積赤字が1億円、それから13億のいわゆる借金持ってるわけですよ。これをちょっとふやすことをやめるためには、出資金として5億円以上を統合事業に使ったように、一般会計から何らかの形で出資金として出していく方法を1つ提案しようと思っておりました。そうすることによって、ちょっと水道会計の累積の赤字と、それからいわゆる借金をふやさない努力を3年間でしてみようということを提案しようと思っておりました。そうしていきながら水

道会計が、皆さんの頭の中にあるのは、公営企業だから一般会計入れられないじゃないかということ、これを最大限尊重するとすれば、そこでのなるだけ負担を少なくするための方法を周りから考えていくという方法をとるべきではないかということ、これを3年間で考えたいということです。これでちょっと景山議員の答えになったかな。

それと、もう一つは、先ほど言っていたその大前提にあるのが、未来永劫にこのお金でいくのかということ、先ほど言っていましたけども、皆さんも御存じのように、恐らく町長から出される条例も未来永劫変えないという条例はないと思うんですよ。

私たちが今提案しているのは、とりあえず念願であった、合併以来、懸案事項であった統合事業、水道の統一を住民の負担なしにやったことに敬意を表していきながらこれを認めつつ、3年後について皆さんが心配した赤字のことについては、3年間で検討しようじゃないかというのが今回の出してくる大きな趣旨なんです。

私たちは、3年後も引き上げはする必要ないということを思って、いろんなさまざま提案しようと思うんですけども、少なくともこのことで未来永劫にいくのかという立場に立ってこれを押し通すというつもりではないということ、御理解いただきたいと思います。

先ほどの三鴨議員もあったんですけど、そういうことを条例では言っていないと。今回はとりあえずは統合したふうにしておいて、あとの3年間については十分考えようではないか。私たちはその場所であつと一般会計からお金出していけるということも提案していきたいと考えています。

加えて、一般会計でいうのであれば、病院事業会計の改革プラン出たの御存じだと思いますが、その中でどう書かれているか、今回出ましたよね。そこには、病院も一般会計です。ところが、病院独自が出された改革プランでは、一般会計による経費負担ではどう言ってるかということ、効率的な運営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認める場合には、当然、一般会計から負担を求めらんだということを町が書いているわけなんです。というのは、地方自治体の公営企業というのはそういうことだということを言って終わりたいと思います。（「総務省基準ですよ、それは」「同じですね、公営企業」「総務省基準に書いてますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 私の質問に対しての回答がありましたが、5億円の基金を積むというこのスタイルも、結局は一般会計から全て入れて何とかするというので、根本的に収支のバランスが全くとれないと。支出に比べて収入が非常に少ない、それをずっと補っていける、今、

病院の事業も同じようなことをお考えというふうにお伺いをいたしました。が、こういう提案をされてこれらという前提として、一般会計、非常に潤沢な資金があって、余裕があって、幾らほかの会計にどんどん資金を出しても今後も十分支障なく回っていくというふうな前提条件をお考えののでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般会計から先ほどお金出すの、5億円積み立ててるというのはうではなくて、統合事業に合併特例債を使って5億円使った例がある、一般会計から出資金として水道会計を応援した例があるということで挙げたことです。

それで、先ほども赤字のことをそのまま続けていって、一般財源からお金はあるのかというのは、まさしく私たちが、今、景山議員が言ったことをこの3年間で論議する一番の内容だと思って考えています。要は、住民にとって一番大事な水道会計に、公営企業法といえども一般財源を入れて住民の負担を軽減していくようなまちづくりにしていくのか、それとも住民負担としては当然求めていくべきだという町にしていくのかということが問われてくるというふうに私たちは考えているものですから、今回の水道問題、住民にそういうことを投げかけていると思います。

先ほど景山議員がおっしゃるように、もし採算の成り立たないものを全部ということになれば、一つに挙げられるのは、公営企業というのはちょっとおいといて、特別会計でしている下水ですね、年間2億円以上、一般会計持ち出しているわけなんですよ。これも課長が言うように行く行くは公営企業でということになったら、早晚、議会で論議しなくてはならなくなってくる。

もう一つには、例えば一般会計から入れていいのかという問題でいえば、緑水園の経営の問題もあります。そういうことを考えた場合、果たして水道問題に、水道に公営企業といえどもここに一般財源を入れて引き下げることが本当にいけないことなのか、ここを住民の意見も聞きながら、町の執行部や議員が考えていく3年間にしていくべきではないかというふうに私たちは考えているわけです。

今回、3年後の値上げを喉筋引っ張って反対してるというように皆さん思われるかもしれませんが、この値上げの立場に立てば3年後だけではないということなんですよ。この討論の中で、今回値上げだけ賛成すると表明された議員もいらっしゃいますが、皆さんが言ってる立場に立てば、公営企業法でいえば赤字にならないでできるものは全部住民負担にするのだという立場に立つのかということを私は聞きたいんですよ。もしそうであれば、住民は知っているわけですよ、3年後だけでは済まないということも知っているわけですよ。もしそうであれば、あなた方の考え方で、公営企業法で全部賄うというのであれば、水道料金は3年後、6年後にも引き上げをするの

か。それ以降も人数が少なければ、その分を住民に負担させるのか。もしかしたらそういうふう
に考える議員の皆さんは、国民健康保険税や公営企業法でやっていない下水道も全てそのような
考え方でいくのかということをおは聞きたいと思ふんですよ。それこそ、住民の意見を聞きなが
ら一般財源をどのように使っていくのかということも……。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） 考えていかんといけんと思ふます。

○議長（秦 伊知郎君） 意見になっていますので……。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁です、済みませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。質疑をさせていただきます。

先ほど三鴨議員、それから景山議員と、2人と同じような立場になると思ふますけど、私、1
つ、まず一番に聞きたいのは、私たち議員というのは執行部が出されたさまざまな資料をもつて
最終的な結論を出しているんですけれど、そういった結論の中で今回こういった修正動議を出さ
れたということに至った点については、先ほどの説明とダブると思ふますけれど、その点につい
て教えていただきたいと思ふます。

それとあわせて、上下水道課から、これまで約半年間この問題については議論をしてきており
まして、その中に、いただいた資料の中に平成27年度の累積の欠損金が1億3,500万ある、
そしてこのたびの低位に合わせるために基金を3年間分で1億1,500万というものを出すこ
とになるわけなんですけれど、そういった今の水道会計の状況を説明を受けながら、なぜこうい
ったようなことを出されることになったのか、まずその点についてお聞きたいと思ふます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほどから私も述べてますし、真壁議員も述べてますけども、私
は、視点をどこに置くかだということなんです、議会人としてですよ。つまり、どれだけ町民
の生活を……。

○議長（秦 伊知郎君） 意見について……。

○議員（12番 亀尾 共三君） いやいや……。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑について述べてあげてください。よろしくお願ひします。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。この負債というか、赤字の件なんですけども、私は、これ
は先ほどから言っていますように、ペナルティーもないんですから一般会計から繰り入れてやる

こと、それからこれからについての3年後には新たにこれを考えていく、このことでやるべきだというぐあいに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井です。あわせて追加で聞きます。

同じくいただいた資料で、このままずっと補填をしていくということになると、10年間で約5億円、それから20年間で約9億円、それだけの支出が必要だという試算を上下水道課からもらいました。27年度欠損金を合わせると約10億円というものが20年間の間でも要するということの説明が出てるんですけど、それについてどういうふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

質問に対して的確に答えてあげてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 基金が10年間で5億円ですか、20年間で10億円、私が町長だったらそうします。というのは、皆さんが言っている10年間で5億円と言いますが、今、3年間で1億1,500万、約3,500万、1年間あれば黒字になるんですよ。町長も言っておられましたが、人口減になったら、管路も縮小することになれば経費がどれだけ要るかということも、縮小も考えられるという問題もあるんです。予測はつかないと思うし、そういうことを今後考えていったらいいと思うんです。今の条例を変えましょうと言ってるのは、未来永劫にこの金額でいけと言ってるものではないということなんです。それがわかりたいと思います。

それで、先ほど言った一番肝心の、なぜ議員がいろいろ説明聞いってこのように出すのか、これも明快です。住民の声があったからです。住民の800と、会見地域で800を超える署名と、西伯側で700を超える署名、総計1,500を超える署名の方々が、今回の引き下げはいけれども、引き上げについては考えてほしいと言っているんですよ。このことについて今回、3年後の出さなくても町も議会も何も困ることないじゃないですか。どうしても出したければ3年後考えたらいいいことやないですか。そういうことを言っています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 後で考えろでなくて、永久的に低位に抑えろというのは、私たちは聞いている、共産党議員の主張だというふうに私は理解しています。

先ほど答弁の中で出てきました賛成の……。それに、料金値下げに賛成する署名の町民の皆さんがおられるということなんですけど、確かに1,500人あるかもしれませんが。その方々の署名に対して、皆さんはこういったことの説明もした上で署名をもらわれたのか、どういった形で

署名をとられたのか、最後にお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、板井議員は、例えば議会制民主主義とか署名がどうかというの、ちょっと理解なさってないかと思うんですけども、この中で署名をされた方々がどうだったことかということ聞かれてるわけですよ。まさしく署名……（「いや、そうじゃなくて、どういう説明をされたの……」と呼ぶ者あり）どういう説明というのは、ここに書いてあるとおりです。文書を見られたと思うんですけども、その文書を持っていってどうでしょうかということに賛同を得て署名をしていただいたということです。（発言する者あり）それと、西伯地域でいえば、A4判の文書を持って回りました。それもよかったら提出しましょうか。会見地域についても文書を持って回られたというふうに聞いております。（「持ってます」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） なければこれで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、原案、執行部の提案であります。これに賛成の方の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。執行部提案、原案に賛成の立場で討論を行います。

今回の大きな条例改正点は2点だと思います。一つは、平成29年度から水道料金を会見と西伯同一料金にするということです。南部町は平成16年10月に誕生しました。以来、13年目を迎えますが、会見の水道料金と西伯の水道料金は違います。それぞれの町の事情によるものですが、合併から13年、水道料金の統一は大きな課題でした。会見と西伯の水道使用料を合わせ、同一にする。どう合わせるか。高いほうに合わせるか、低いほう、あるいは真ん中に、いろんな議論の末、料金の低い会見に合わせるという料金改定となりました。これは公共料金審議会の答申に従うものであります。この答申は、当然に尊重すべきものと考えます。

もう一つは、3年後の平成32年に水道料金の改定を行うということです。現在でも水道事業会計は大変厳しい財政状況であります。この状況で水道料金の減収となる低いほうの水道料金に統一する。これにより平成29年から3年間で1億1,500万円の不足額を発生させます。町は基金を取り崩して補充します。何よりもまずは、最優先は水道料金を統一するという執行部の考えでございます。水道事業会計は公営企業会計です。水道料金で事業を賄うというのが本来の

やり方です。一般会計からの繰り入れや補助は、今回は特別なもの、未来永劫ずっと続くということにはなりません。

3年後の平成32年には水道料金の改定をします。本来なら赤字部分全てを解消して収支ゼロ、ここに持っていきたいところですが、それでは料金の改定幅が大き過ぎる、激変緩和のために今回の料金改定を行うものでございます。将来の南部町の水道事業をきちんと適正に運営していくためには、平成32年の料金改定は必要なものと考え、この執行部提案の南部町上水道給水条例の一部改正、原案に賛成するものです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案及び修正案に反対されます方の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 原案及び修正案に反対という立場で討論をさせていただきます。前後左右、両方囲まれた状態での討論となります。（笑声）鶴翼の陣形をもって臨んでいきたいと思えます。

まず、このテーマは幾つかの視点から見ることができます。私が注目する点は、積みり積もった累積欠損額、つまり我々が払わなければいけなかったお金がなぜ1億4,000万近くを超えるほどになったのかという点です。

合併後、南部町は西伯、会見の料金格差を縮めながら、健全経営ラインを目標に向かっていかなければいけませんでした。しかし、平成23年の改定で両地区の格差はさらに開き、今日まで来てしまいました。一言で言えば、執行部や議会において決めることができない政治があった。これは我々議会も大いに反省をしなければなりません。

公営企業会計を柱とした運営において、これがもし本当に民間企業であれば、銀行からの融資は断られ、株価は暴落、赤字を追いかけるような悪循環に陥り、倒産という言葉が頭をよぎったことでしょう。水道事業を行うリーダーは政治家であるとともに、経営感覚を身につけた経営者でなければなりません。

このたびの条例改正案は、西伯料金を会見料金に合わせたことで赤字経営をさらに悪化させる事態となりましょう。その大きく膨らんだ赤字額を、基金を取り崩し、1億1,500万円を投入するというものです。公営企業法の点から見たとき、経費の負担の原則というのがあります。第17条の2では、能率的な経営を行ってもその収入だけでは困難と認められる経費とあります。つまり、経営努力をした上、経営努力をした上ですね、さらに必要部分を補うものと理解しております。

先ほど修正案が出されました。一度でも水道料金を低位に合わせるため一般財源を投入した事

実が残れば、この事実が記録となり、今後も一般財源に頼った案が出されましよう。地域振興基金というのは将来世代も使う大切な基金であります。水にのみ込まれ、水に流される基金ではありません。

私の考え方は、水道事業全体を俯瞰したとき、料金が高いとか安いとか言う前に、ぼろぼろになり交換しなければならない水道本管や施設に早急に手をつけなければならないと考えております。そのためには会見地区を段階的に上げながら、それでも不足する部分に一般財源から補給をするというものです。私たち世代で払うものは、私たちがしっかりときちんと払っていかねばなりません。次の世代のためにできるだけたくさん基金を残してやり、思いやりのある思いやり基金を残してやろうではありませんか。次の世代のためにある新しい議会のスタイルを見せようではありませんか。

今、どっちにしようか迷っておられる議員の皆さん、ぜひ我々とともに改選したばかりのこの議会の右足を一步前へ踏み出そうではありませんか。議会と執行部は両輪、戦友のようなもの。お互い切磋琢磨しながら、いいものはいいんだ、だめなものはだめなんだとはっきり言おうじゃありませんか。採決を期待しております。終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山でございます。私は、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第20号は、合併協議会の折、議論され、旧町のまま新町に引き継ぐという形で引き継がれたものと考えております。合併後14年たったわけでございますが、この間に施設の統合はできましたが、料金についてはいまだ統一をされていない現状でございます。この条例案は、これらの懸案事項を解消するために提案されたものと私は認識をしております。今現在変えようとしている内容は、るる同僚議員が言われましたが、29年度に低位の会見地区の料金に統一し、3年後から全町を対象に水道事業会計が適切に運営されることが可能な料金に見直していこうとするものであると思います。

そもそも、公共料金というものは3年に1度程度は見直しが必要であると一般的には思っております。この水道事業でございますが、当たり前になっております蛇口をひねれば水が出るという日本でございますが、飲料に適した水がいつでも出せるような状態にしておくには、それなりの経費がかかってまいります。その中では現在進行形で進んでおります水源地の探査、配水池の更新、配水ポンプ等の電気代、滅菌装置やそれに係る薬品代、また古い管路の布設がえ等々で

ございます。これらの中には一日たりとも待ってくれないものが含まれているのです。これらのことを勘案いたしましても、大きな見直しは必要だというふうに考えております。

さらに、この条例案を提案するに当たりまして、執行部の方々並びに公共料金審議会の委員の皆様、双方の方々におかれましては、恐らくぎりぎりの選択ではなかったのではなかろうかというふうに推察しております。

これらのことから、答申を尊重しながら今後健全な水道事業運営ができる料金改定を見据えて、また、この条例案が健全な水道事業が運営できるものと確信をいたしまして、条例案に賛成するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤です。現在出されております 20 号議案ですが、これは 3 年後に、現在会見町の水道料金から見た場合、約 25% 高い水道料金に設定する、そしてその間、3 年間については経過措置として会見と同一の料金にする、そういうふうなものだと考えております。

私、昨年からずっと同じ質問をしており……。いや、ずっと同じことを訴えております。なぜ 3 年先値上げすることをなぜ今決めなければならないのか。3 年先に値上げすることであれば、3 年先に決まればいいのではないか。その質問をしていましたし、そのことをずっと訴えてまいりました。

そして、板井議員からの質問にありましており、アンケートをとった内容もほぼこの内容です。3 年後に値上げをすることをなぜ今 3 月議会で決めなければならないのか。その点だけでほぼアンケートに署名をしていただいております。西伯 700、会見のほうは 800。この 800 のほうに関しては私、大分かわっております。そして思ったことは、このトータル 1,500 以上の署名が現在の南部町の民意ではないか、そういうふうに確信しております。ですので、私、この修正動議に賛成する立場として意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番、仲田司朗君。

○議員（7 番 仲田 司朗君） 7 番、仲田でございます。原案に賛成の立場で討論を行います。

昨年、6 月 17 日に出された公共料金審議会の答申では、平成 16 年度の合併協議書の中に、供給体制、使用料は現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後、水道事業の統合及び料金体系の検討を行うと明記されたことに対し、今まで行われていた公共料金審議会をもとに、今回

料金の統一の答申が出されたものであると思います。料金統一を優先して町民の皆さんに極力不利益が生じない方法を考慮された答申とっております。

料金統一の方法としては、いろいろこの審議会の中で議論が出たと思います。その中には会見地区の水道料金を段階的に値上げして西伯地区に合わせる案、あるいは一度に会見地区の水道料金を西伯地区に合わせる案、そして今回答申された西伯地区の水道料金を会見地区の水道料金に合わせ、料金を統一する案の3案が出され、協議の結果、今回答申された案が一番妥当ということで答申されたものと受けております。このたびの上水道給水条例の一部改正が提出されたもので、私はこれが妥当な条例だと思っております。

この答申内容は、29年度から31年度までの会見地区の水道料金を西伯地区の水道料金に合わせて料金を統一し、32年度から新しい料金改定を行うものでございますが、今回3年先の32年度から水道料金を決められるのはおかしいのではないかという御意見がございますが、水道料金を低位の料金に設定するため、3年先の料金設定を今からしていけないと、公営企業会計の経営状況を策定することはできないと考えて行うものではないかと私は思っております。そのため、29年度から31年度に水道事業会計で不足する金額1億1,500万を繰り入れ措置を行い、32年度から34年度まで新たな料金改定をしても、水道事業会計は不足する5,800万円がございます。そして、今後予定されている老朽施設、滝山水源、城山配水池、上野配水池、老朽配水管として、町内では水道管の耐用年数が40年を経過した水道管、東西町、円山など、整備をしていかなければいけない状況が差し迫っておる状況でございます。

水道事業会計で不足金額を全額一般会計から繰り入れするのは難しいのではないかと思います。一般会計からの繰り入れには国からの交付税措置がなされないため、35年度以降も料金改定をしなければいけない状況になるかもしれません。

しかし、現在、今論議されております答申内容については、料金改定を優先するという項目がございます。そこで一緒になって同じ町民として同じ水を飲んで対応していこうという趣旨のものでございまして、先ほど約1,500名程度の署名というものがあり、大変重いものを感じますが、私ども議員としては料金改定というものを今回やらざるを得ないと思っておるところでございます。

答申内容に明記されていますが、経費削減については安全面軽視の行き過ぎた経費節減ではなく、29年度から予定されている先ほど可決されました機構改革で、建設課と上下水道課を統合して建設課として、建設課の中で上水道事業を行い、経費節減に取り組んで水道事業会計が公営企業として持続可能な範囲で努力されることではないかと思ひ、私は原案を賛成するものでござ

います。

また、水道料金の料金格差は、西伯地区は人口5,000人以上のため、企業会計制度が運営されておりまして、独立採算を原則として料金を設定されておりまして。一方、会見地区は人口5,000人未満ということで、過去に簡易水道事業として特別会計で運営されておりまして、一般会計から繰り入れを行っておるのが状況でございます。そのため会見地区は水道料金が西伯地区に比べて低額であると。しかし、町村合併により町内で同じ水を飲んでいるのに水道料金に差があるため、今回のように公共料金審議会の答申を受けて統合優先ということでされたもので、大変公共料金審議会の御労苦を、敬意を表したいと思っております。

同一のサービス提供で異なる料金というのは公平性に欠けると思っております。料金統合を優先したものでありますので、水道料金を統合しなければいけない根拠は水道事業法にも示されておりまして、今後ともこれがしなければいけないものだと思いますので、私はこの原案につきましては賛成するべきだと思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

4番、長東博信君。

○議員（4番 長東 博信君） 4番、長東です。私は、原案及び修正案に反対の立場で述べさせていただきます。

先ほど来ありますが、平成27年までの累積欠損金が1億3,500万円を超えております。平成28年度はさらにふえて1億4,500万円を超えるというふうに想定をされております。どんどん悪化してまいります。平成29年から31年の間の3年間値下げをすれば、さらに欠損金が生じるので、このたび1億1,500万円以上の一般財源を投入するものでありますが、値下げをすることにより、小さな傷であったものが大きな傷となってまいります。大変なことでございます。

3年後の平成32年から値上げするとのことではありますが、値上げの位置といたしますか、金額といたしますか、赤字、これまでの累積欠損を解消するにはほど遠いレベルであります。3年後からも欠損金が現在のレベルよりもはるかに多く生じてまいります。水道の企業会計のあるべき姿を示して町民の皆さんに説明をしていく努力、これを行っていくことこそ挑戦だと私は思います。

先ほど来ありますように、水道のインフラ整備も今後、喫緊に改修計画が想定されてくるだろうというふうに思っております。資金も多額なものが必要になってくるだろうと思っております。早急にあるべき姿に近づけていくことが求められると考えております。

値下げをすれば誰もが喜ぶのは当たり前だろうというふうに思います。しかし、その後どうす

るのが疑問であります。累積欠損金を町民みんなでなくすために何年かかるんでしょうか。余りにも反動が大きいのではないのでしょうか。それならば、値下げをせずに町民に理解をしっかりと求めて欠損金の解消に努めていく、こういう道筋が正しいのではないかというふうに考えるものがあります。

白川議員が述べられました南部町の水を大切に、あるいはお金も大切に使うていかないといけないと思います。痛みをみんなに分ち合っていく、そういう努力を示してこそだろうというふうに思います。短いですが、私はそういう意味から原案並びに修正案、値下げに対する反対を述べさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この条例改正、原案に対して賛成の立場であり、また修正案に反対ということも含めて討論させていただきたいと思います。

先ほど質疑のほうでかけさせていただきました、まず町民の方への値上げ反対の署名の件です。先ほど真壁議員は、内容を見せましょうかと言いましたけど、もちろん既に見ております。見た上での聞いたことです。

この議会が始まって、会見の新聞に入るチラシを私は見ました。その中で書いてあること、3年後の条例を今一緒に決めるなどの民意に反映するよう、町長に一般質問しました。それに対して町長の返答はなく、値上げありきの答弁に終始しましたとあります。そうだったのでしょうか。過去12年間の流れ、そしてこのたびの公共料金審議会の答申、そういったものを含めて苦渋の決断をさせていただいたと、それは値下げに対しては皆さん、全員賛成でしょう。ただ、その3年後の値上げに対しては、これはやはりこれを出ささせていただかないとこの条例はいけない、町民の方にもぜひ理解をしてくださいということを、何遍も何遍も説明されたというふうに思います。値上げありきではなくて、なぜ値上げをしなくちゃいけないのか、そこも含めて町長は答弁をされ、そして私たちも執行部のほうからしっかりと説明を受けたというふうに思っております。

この後で出てきます町民の方からの陳情、請願、今度、総務経済常任委員長のほうから報告はあるわけなんですけど、その内容についても書いてあります。共産党以外の委員は、町長と同じ値上げありきの主張に終始し、請願の趣旨に全く触れませんでした。民意に基づいて町民のあり方をチェックするのが議会の役目ならば、当局の提案に従うばかりではなく、一筆に託された賛成署名ですね、値上げの。声を聞くことこそ大切にすべきですというふうに書いてあります。決してその署名について私たちは軽視し、また無視をしているわけではありません。ただ、署名

のとり方です。先ほども質疑でお話をさせていただきました、質疑させていただきました、今の水道の会計の状況、そして低位にするためにこのたび、大切な基金を取り崩して1億1,500万を投じるこの執行部の現状、説明を、署名を集める中にはそんなこと書いてありません。私が内容も知らずに町民でそういった署名を持ってこれたら、書くでしょう。値上げ反対ありきです、これは。ちゃんとそういったところを説明して、それから町民の方から審判を受けるべきではないでしょうか。まずはこの修正案に対する反対の弁とさせていただきます。

そして、この原案ですが、これは確かに公共料金審議会、町長に答申されて、それが出たものが町長、決められました。これは9月の議会、まだ前坂本町長のときでした。そのときに英断されたものを坂本町長からの引き継がれた陶山町長が最終的にこのように条例改正ということで提出をされたわけです。つなぐ、チャレンジという陶山町長の英断を、私はしっかりと議会人として受けとめて賛成をする、それが議会として大切です。そして、町民の方にもこういった状況なんですよということは、私は議員活動の中でこれからも頑張っていこうというふうに思い、原案に賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案20号について修正案を出しました。修正案でぜひ皆さんと御一緒に通していただきたいという討論をしたいと思います。

原案に賛成者、それから原案、修正案に反対する議員の皆さんの意見聞かせていただきました。要は、私たちは、今、今回動議出したのは、何よりも1,500を超える住民の方々が今回の引き下げはしっかりと受けとめて、3年後については、ちょっと3年後に値上げは考えてほしいということでの署名だということは何回も言っていますが、中身とすれば累積赤字や単年度でも赤字がある分を一体どないするんやと、一般会計から補填するか水道料金で賄うかどっちかしかないだろうというところまで、私はやっぱりこのお話って煮詰まってきたのかなというふうに感じながら話を聞いていました。

まず初めに、先ほど板井議員が言われた署名についての考え方と、どのように説明したのかという点でいえば、仮に住民が財政状況を十分に知っているならともかくとして、値上げするのはちょっと待ってほしいという権利はあると思うので、そこについて何も知らない者がこう言っているのか、十分説明しないのではないかというのは、これは私、署名してくださった住民に対して非常に議員としても、議会としても失礼な立場ではないかと思うし、住民の声をどう受けとめるかということについていえば、町長はこの署名を受けられたときに、あの町長の場所で、この

署名された方とこうなってきた方に敬意を表するとおっしゃったんですよ。仮に町政に反対する意見であっても、住民が十分に知らなくても、暮らしを守るために公共料金を上げるのをやめてほしいとか、ちょっと考えさせてくれということについては、私は町はしっかり受けとめておると思うし、議員も仮に意見が異なっても、そういうものを受けとめながら策を考えていく立場に立つべきだというふうに思うんですよ。

説明したかどうかという点でいえば、あんなに説明を受けたのと言うんですけども、議員はこんなに説明を受けました、仮に。でも、住民は説明を受けたと言うんですけども、会見、全町の説明会行かせていただきましたが、非常に数少なかつたんですよ。そういう意味でいえば、本当に十分に町の財政のことをわかり切って判断する材料あったのかという点でいえば不十分だと思うので、それをも含めて今回の引き下げよしとしても、3年後に検討すればいいんじゃないかということも含まれているという住民の声があるということをお承知おきたいというふうに思うのです。

それで、今回の条例について、審議会の答申の西伯を引き下げて会見地域に合わせて料金を統一することについて、私は審議会は賢明な判断をしてくださったと思うし、それを受けた町の姿勢についても敬意を表したいというふうに思っているところです。これはなぜかって、先ほど皆さんおっしゃったように、同じ町にいて異なった料金、西伯地区に行っては1.4倍以上のお金を従前から払ってきたことになるわけですよ。いろいろ原因あるにしても、やはりこの状況は正常ではないというふうに多くの方が思っていたというふうに思います。

と同時に、そしたら、会見の方から見たら、合併して水は流れていくわ、これで水道料金はたまったもんじゃないというの、これも当然な声で、とすれば、当時、合併特例債等を合併する自治体に大量に出した国の考え方の基本は、サービスは高いほうに、負担は低いほうに合わせて合併する自治体の住民の不満が合併に行かないようにという一定のお金を出してきたという経過があったふうに思うんです。私たちはそういう立場から、サービスは高いほうに、負担は低いほうにということで、低いほうへの料金統一ということを一貫して言ってきた。これは西伯地域からずっと続けていたことであり、住民の声だから言ってきました。その点についての条例の中身の第1点の引き下げについては大いに賛成だということなんです。

3年後の引き上げについては、議員の皆さんも指摘なさったように、これ単なる引き上げの問題だけではなくて、どなたかおっしゃったように経営を考えたら引き下げすることもおかしいという意見も出たわけですよ。ということは、公営企業で成り立っているような水道会計等については、一般会計からの繰り入れというのは許されないんだという立場に立っている論がすぐ

く私は大きいのだなというふうに感じているわけです。だとすれば、議会が仮に経営第一で水道会計も経営で行おうというのであれば、国から来るいわゆる起債の財源補填はどうなるのかということですよ。これは皆さんの中に描かれている一般会社や個人経営なさってるお店と違って、水道というのは住民の命に、暮らしに欠かせないものですから、公共性が非常に高い公営企業ですよ。だからそういう点では、行った事業に対しての財源補填等も国が当然してきているわけではないですかということですよ。とすれば、町村の議員や執行部の皆さん、私たちはどう何を考えるかということ、経営第一ではなくて、本来、地方自治の中で公益性の非常に強い水道会計をどのように見ていくかということが一番大事ではないのでしょうか。

今回、私たちもちょっと書かせていただいたんですけども、今回の水道統合の背景というのは、国が言っている平成19年に水道の統合・広域化の方針を出さないと、もう簡易水道の補助金出しませんよということをやってきたわけですよ。それが10年前ですよ。平成29年、29年までに立てないと出さないよということで、今回、統合計画を出したと町も説明しています。ということは、合併するしないにかかわらず、この広域化で、全国各地でもしかしたら今の南部町のようなことが起こってるんだらうかと私は見ているわけです。

その理由は何かということ、そもそも国が簡水に出しているお金を、大きいとこと一緒になって5,000人以上にしたら上水になりますから、そこにまとめていくという方針ですよ。全国的にこんなふうに出されたら、東京や名古屋のように大きな人口のところはいいですけど、小さいところは本当に成り立たないと思いませんか。このやり方でいったら、経営第一主義と言われてる方も本当にこの国のやり方でいったら、水道も下水も全部そうになっていくんですよ。とすれば、幾ら南部町に人が来てほしいといっても、米子に比べて2倍も高いような下水道や水道料金のところに人が住むと思いますか。私は、陶山新町長と一緒に考えていかなきゃならないのは、人口減の中でこんなふうに公共投資してきたものの、公共性をどう町できちんと担保していくかというところの論議が必要だと思うんですよ。そういう意味では、今回の水道問題を一般財源入れる入れない論議は非常に大きな論議だと私は思っています。

何回も言うように、今回の問題についていえば、5,000人以上の上水道になったら公営企業になってくる。このことが大きな理由ですよ。でも、この中にはおっしゃるように今まで簡水だった地域も入っているわけです。今はまだ出ていますけども、これは別にして全部上水道になったから同じようにやれといったら、非常に中山間地域、僻地ほど不利になってくるわけです。私たちの議員の姿勢というのは党派に関係なく、こういうふうな地域間格差で僻地や地域の住民が苦しめられているような国の施策に対して、水道料金については簡水時代と同じように、現状

変わらないんだから、お金を出せと言っていないといけないんじゃないでしょうか。公営企業で縛るのではなく、私たちは知恵と力、頭を使って、国がそう言うのであれば、公営企業の中でどんなふう守っていくことができるのかということを考えていないといけないんじゃないでしょうか。その守っていく基本になるのは住民の暮らしではないでしょうか。

財政だけ考えれば、確かに黒字にこしたことはありませんが、南部町の住民の7割の方が年収300万以下という数字が出ました、年金暮らしの方が多いですからね。10月の選挙で回ったとき、皆さんも聞かれたと思うんですが、何がえらいというのは、公共料金の負担と冠婚葬祭の負担が非常にえらいと年金暮らしの方は言っています。

私たちは、そこで出た政策というのは、この南部町で本当に暮らしやすくしていくためには年間70億近くある町の財源を、いかに住民の暮らしを支えるために使っていくかだというふうに考えています。公共料金を高くしない、引き下げのためにどんなに工夫していくかという点です。

そういう点で見れば、1点目の基金を取り崩して今回3年間分の引き下げを出したというのは非常に英断だというふうに思っていますが、同時に、3年後に引き上げるというのは、3年後の話だけでは済まない問題が含まれているということも私たち指摘したいと思うんです。だからこそ、今後のまちづくりとして水道会計のような公共料金について、町がどのように考えていくのかということをお皆さんと御一緒に考えていく機会にしたいということで、今回、引き上げはちょっとおいておきましょうという考えです。

つけ加えて言うならば、私たちは、幾ら経営努力をしても今の上下水道課を見てたら、少ない人数でよくやっておられることと、経費節減といってもさまざまなことなっていて、今の3,500万を経費節減で黒字になるということは考えにくいということは明白だと思います。そのことを全部経費節減できなければどこから持ってくるかということ、皆さんが言ってる25%引き上げても、その半分は、1,500万近くは一般財源から来るわけでしょう。そこを否定してるわけではないわけですよ、経営第一だとおっしゃる方も。とすれば、今住民が言っている引き下げを、引き上げ待ってほしいという住民の声に応えるのであれば、さまざまな努力をしていくことが必要だというふうに思いませんか。私は、少なくとも今回は住民の意思を尊重して、引き下げ案だけにとどめるべきだということをつけ加えて、ぜひとも修正案に御賛同いただきたいという討論をいたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山でございます。私は、原案に賛成の立場から討論をさ

させていただきます。

この議案につきましては、原案賛成の方、そして修正案賛成の方、両案反対の方と、三者入り乱れての討論ということで、私は原案に賛成ではございますが、その他の御意見の方の主張の中にもうなずける部分もあって、なかなか明確に賛成だ、反対だというのは言いづらいところは多ございます。ただ、三者とも目標としているのは、将来的にも水道事業が安定をして、町民の皆さんが水に困ったり、水に不安を感じたりということがないように、そういう状況を目指していこうというのが一番大きな目標だというふうに思います。そして、料金を統一しなければいけないんだということも、今後の備えということないしは公平感、不公平感について問題が起きないように料金を統一しないといけないんだということについても、そこまでは三者とも同じ考えです。この先がどういったルートを通っていくのかという方法論で3つに分かれているんだなというふうに聞かせていただいております。

まず、修正案を推される方ですが、一般会計からどんどんお金を補填をして何とか低位にしていこう、低位のままでもいい。ただ、ちょっとだけ将来的に見直そうかといったようなお言葉もありまして、そこら辺が少し曖昧なのかなという気はしておりますが、この一般会計から入れていくお金、町は70億からの歳入の予算を組んでおりますが、中でもこのような歳出に充てられるお金というのは自主財源ということになろうかと思えます。2割ほどしかない貴重な自主財源を、年間3,500万ないしはその都度都度発生します設備の更新、そういうものに大きな金額を充てていくということになりますと、当然そのお金をもって町民の皆さんに提供されていた、例えば福祉のサービスですとか、少子化対策ですとか、地域振興策、こういうものを削ぎざるを得ないないしはこういうものを削らないということであれば、税金の引き上げということを考えなければならないということになります。

結局、私たちの審議をしております一般会計から、特別会計から、企業会計から、最終的には1つの大きな財布で仕切りをどこに持っていくかといったようなお話だというふうに思います。最終的に8割弱の国や県からの支援もありますが、この財源も私たちが普段消費をしているもので支払ってる税金です。この税金の割り振りをどうやっていくのかということ、今ここで議論しているんだというふうに思います。直接的に料金で払うのか、私たちが払ってる税金で払っていくのか、なおかつ値上げをしてこの料金の低減、値上げといいますか、税金の値上げをして水道料金を下げていくのかといったような、そういう三択のお話だろうというふうに思います。

私は、少子化対策もまだまだこれから充実していかないとはいけなくて考えておりますし、福祉も今後さらに支出が増大をしていくことが想像にかたくないわけです。そういった社会を支えて

いくための地域振興にももっともっとどんだん力を入れていただきたいということを考えますと、非常に貴重な一般財源から水道料金の値下げのためにお金を割っていくということは、私たちの町にとって本当にいいことなのかどうなのか、余り賢明な選択ではないというふうに考えております。

両案反対の皆さんの趣旨には、私自身はちょっと共感できるところが非常にあって……（笑声）本当は値下げをせずに統一ができれば、これにこしたことはなかったらというふうに考えております。ただし、今までの経過の中で、なぜ12年間も3年間も料金統一ができなかったのかという説明を聞きますと、今回の一旦下げて低位で統一ということも、ベストな選択ではないかもしれませんが、やむを得ない選択ではなかったかなというふうに考えます。まず統一をして、それから将来的にどういった運営のためにどれくらいの歳入が必要なのかということも、この水道会計だけではなくて、町の財政構造全体を見ながらしっかり考えていく必要があるかとは思いますが、当面この議案につきましては、統一及び収益の安定性という基本的な考え方に鑑みて賛成をすべきというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 6番、三鴨でございます。先ほど景山議員が非常にいい御意見を述べられましたほっとしておりますけれども、議員の皆さん方のおっしゃる、考えておられる到達点というのは、そこらはやっぱり頂上は一緒だろうと伺っておりました。やっぱり平等なサービスで、平等な料金で、健全な経営でというのが一番好ましい姿でありましょうけれども、それをするにはいつまでも違ったものは、料金の違いというのは私も好ましいことではないというふうに思っています。

賛成の御意見の中に、ここ10年の懸案、課題であったのができなかったということで随分おっしゃっておりますけれども、この10年というのは、合併から会見地区の豊富な水をどうして同じ南部町の財産として恩恵を受けていくのかということで、西伯地区のほうに水を回してみんなが安心・安全な水を飲みましょうということに設備投資なりしてきたわけです。諸木水源からニュータウンに1億5,000万をかけて東西町につなげました。そして、統合事業として上野水源を求め、それを馬佐良経由で落合浄水場まで持ってきました。5億5,000万かけました。全部で7億円かけて設備改善、断水のない町、水質のいい町、水道いうものを求めてこの10年やってきました。

その間に料金は何もしなかったかといいますと、いろんなところで改善もされてきております。

西伯簡水の一番高かったものを西伯上水に合わせて値下げして統一していく、あるいは料金表が違うところを一つ一つ統一していく。やっと今、会見と西伯、2つの料金表になって条件も同じになったところでございます。その間に設備投資をしながら会見地区だけ値上げをしましょうなんていうことが、とても行政サイドから言いにくいでしょうということで、全ての改善が終わった段階で考えましょうということでこの10年来たと私は聞いております。

ですから、このたびの原案、執行部の提案につきましても、10年間ほったらかしではなかったということも踏まえて、合わせないけんということはよくわかりますけれども、一番私が納得できませんのは、審議会の委員さんには申しわけないんですが、何で値下げをしてまで合わせないけんのかということでございます。全く経営改善になっていないんじゃないかというふうに思います。これだけ厳しい水道会計がもう破綻に近い状況までなっています。合併当時はまだまだ、それでも内部留保があって運用ができましたけれども、今、手持ちの現金が1,400万しかないというような現状であります。

先ほどから1億3,000万の累積欠損があるというお話もありました。もう危機的状況です。この状況でさらに収入が減ってくる、収益が減る、値下げをしていく。もっと端的に言えば、3,000円の西伯地区を2,000円に合わせていく、3年間値下げする。じゃあ、その後3年後にはみんなと一緒に上げましょうね。言葉はいいですけど、西伯地区の皆さんから見れば、現状よりまださらに500円安いわけです。6年間値下げをする財源を一般財源から持って出るといいう話です。これだけ改善されて、みんなが平等な設備、環境になったわけですから、西伯地区の皆さんにはもう一汗かいてもらって頑張ってもらって、会見地区の皆さんもこのままでいいとは思っておられません。経営状況をしっかり説明すればわかっていただけるはずですので、そこはお互いが汗をかいて痛み分けをして一緒になっていきましょうという方向でしょう。

仮に執行部お考えの1億1,500万、基金から繰り入れる、仮にこれがあるとすれば、こういった基金というのは今まで踏ん張ってためてきた貯金です。これを西伯地区の皆さんが値下げをするためだけに、6年間値下げのためだけに使う。会見地区の皆さんは、恩恵がないと私は思います、そういう使い方は。ですから、基金はもっと皆さんが平等な恩恵を受けるような形で、目標とする、今、執行部の提案ですと、西伯地区よりさらに100円高い3,100円が健全経営のための目標値だと、水道料金だと言っておられます。じゃあ、1億1,500万を使ってこれを下げて、みんなが到達点が下がるように、そこに行くように、西伯地区の皆さんも到達点が下がって値下げになるのであれば、私は何も言いません。高いところにあるのに、何で値下げせないけんか。みんなが恩恵を受ける、到達点を下げるために使うべき基金だと私は思っています。

そういったことから、経営安定のためにより早い到達点に到達するために、値下げは頑張っ
て下げずに統一を目指していく、そういう基金があるのであれば公平に使っていく、そういうこと
を目標にさせていただきたいということで、私は原案についても、修正案についても、どちらも値
下げというところで賛同できませんので、反対という立場にしたいと思っております。

署名の話も出ましたけれども、お気持ちはよくわかります。安いがいいというのもわかります。
しかしながら、それがいつまでも将来、経営のことも考え、行く行くの子供たちのためも思い、
町の将来を思い、そういうことであればみんなが頑張っってここは統一に向かって、値下げじゃな
くて、安定した経営を目指すために、早い時期にそういうふうにするというふうな思いを私も説
明していきたいと思っておりますので、今回の提案あるいは修正案について反対をさせていただ
きます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、私なりの認識と理解をもって
原案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、合併前の水道事業体系は皆さんも御承知だと思いますが、旧会見町、この水道事業は人
口が5,000人未満でございますので、簡易水道でございます。旧西伯町は、簡易水道プラス
上水道でございます。そして、会計事業でございますが、旧会見町は特別会計でやっております。
そして、旧西伯町は公営企業会計、独立採算でございます。

こういう中で、こういう中の相違がある中で、平成16年2月の26日、西伯町・会見町合併
協議会で合併協定書が結ばれました。これ皆さん、合併前から議員の皆さんはこういう合併協
定書類いのをもらっておられると思いますが、私、これ再確認いたしました。それで、この中
で水道事業についてということは協定書に入っております。これは先ほど同僚議員が言いました
けども、水道事業の供給体制、使用料は現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後は水道
事業の統合及び料金体系の検討を行うと、こういうことになっております。このことをもとに、
公共料金審議会の答申をもとに、料金統一に向けて平成20年度に上水道と簡易水道が会計統合
され、一括運営になりました。そして、平成23年度から平成25年度にかけて西伯地区と会見
地区上水道の基本料金及び従量料金の改定が行われました。また、平成25年度に西伯地区上水
道と簡易水道の料金体系を統合、そして平成28年2月から平成28年6月にかけて公共料金審
議会が4回開催され、その答申を受け、西伯地区一般用の水道料金を会見地区の水道料金と統一
し、3年後の平成32年度に料金を改定するものであります。以上が統一料金3年後の水道料金

改定に向けたプロセス、流れであります。

また、合併後、水道事業努力として経費の削減、また将来を見据えた施設整備が行われました。主なものは田住配水池の増設、そして中央監視システムの導入、水道事業基本計画に基づいて朝金落合送水管の設置、池野鶴田水道施設の整備、そして諸木水源から東西町送水管の布設であります。これは皆さん御承知のとおり、夏場に水が枯渇し、断水の状況が続き、米子市から受水を、私の記憶で調べたところでは3年から4年、この状態があったんだないかと思えます。そして、この年間千数百万円、米子市に支払っております。これが解消できたということでございます。

次に、運営状況ですが、累積欠損金が平成27年度末、これ皆さん、議員がいろいろ言われましたが、1億3,538万2,000円、現金残高が平成28年9月末現在で1,408万5,000円であります。また、今後人口減少による水道料金の減収が予想されております。

このような状態の中で、施設整備の更新予定が滝山水源、そして朝金水源、上野配水池、城山配水池、そして東西町及び円山水道管の布設がえなどで必要な財源を確保していかなければ、老朽施設の更新すらできなくなります。そして、子や孫の将来の世代に大きな負担をかけることが懸念されるところでございます。

最後に、このたびの提案された条例改正は、町から公共料金審議会へ地域間の料金格差の是正と水道事業の財政収支の改善で、水道事業の喫緊の課題として水道料金の改定について諮問され、その答申では水道事業を将来にわたり持続していくために適正料金を設定し、財政収支を安定させることが必要である。しかし、地区によっては適正料金と現状の料金の水準に大きな隔たりがあるため、ひとときにこの適正料金の水準に料金改定した場合、家庭生活の影響が大きいと判断する。まずは料金の統一を優先し、後に段階的に料金改定を行うことが適切であると考えます。この答申をもとに検討され、私はこのたびの提案であると理解するものであります。

以上、いろいろ述べてまいりましたが、私は総合的に判断して原案に賛成をいたします。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、修正案に賛成者の発言を許しますが、済みませんけど、テープの残量時間があと15分ありますので、一時中断しなければなりませんので、討論は手短によりしくお願いいたします。（笑声）申しわけありませんけど、よろしくお願いいたします。

修正案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 討論に修正がかかりますが、私、修正案の提案者としての発言をいたします。

私は、痛みを長い間受けておりますと、あんまり苦痛を感じなくなるのが通常ではないでしょうか。私は、このたびいろいろ答申に基づいて提案されたこと、そしてまた、原課の方の説明をずっと聞いて歩きました。根本は、私は、1つの町に住むのはやはり同じ負担にすべき、これが原則ではないでしょうか。というのはなぜかといいますと、私もいろいろ計算してみました。そうしますと、合併してから12年が経過いたしました。会見地域の水道料金、それから西伯地域の水道料金、提案されたのが平均4人家族であったら月20トンやると、その差を計算しますと年間に約1万の差額が出ます。12年間経過しますと、旧西伯と旧会見の負担差額が、12万円の差額が出るわけです。

先ほど会見のほうの水源から引いている、そしてまた、そのつなぐためにかなりのお金がかかるとい状況がありました。私は、そのことは否定するものではありませんが、しかし、同じ町になってこんだけの今まで差額があったこと、このことを十分考えれば、このたびの統一料金は当然であって、料金を統一するのが当然であって、そして3年後に見直しをかける、これは言うておられますので、その時点でやはり見直しをかけて一体どれだけするのか、そのまま現行の下げた値段でずっといくのか、あるいは負担をこれだけ上げなければならないか、その時点で考えてみんなで議論すればいいことではないでしょうか。私は、少なくとも1つの町で同じ負担にする、このこと、これはやっぱり今必要であり、私はこのことについてのみの条例に改正すべきである、このことを強く申し上げるものであります。

そして、つけ加えますと、先ほどから出ましたけど、一般会計からの繰り入れなんですけども、これも先ほども私言いましたけども、繰り入れたからといってペナルティーが来るものではありません。やはり自治体はその自治体に応じたお金の使い方をする、これが住民自治の認められてることではないでしょうか。私は、このことを基本に今の3年間1億1,500万円、これをつぎ込み、そして3年後にはまた考えましょうという、これで、ぜひこの内容でいくべきだということをして申し上げて修正案を出しました。どうか皆さん、よろしく願います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。時間がありませんので、簡単にやらさせていただきます。基本的には公共料金審議会の答申を尊重するというところでございます。

今、るる三鴨議員、白川議員、長束議員等が、本当にそのとおりでと思います、その話を聞きましたら。三鴨議員なんか議員になる前は、担当課としてこの件には本当に苦しんでおられたと

思います。これらの話が議会でもこのようにもめておりました。公共料金審議会もこれ以上にもめた中だと思います。言われますように、西伯をそのままにして会見を上げて一気にやっしまえばよかったですか、また経営を考えればこういうことはだめじゃない、執行部や議会は何をしてやったかという意見もありました。それがなかなかできなかったという現状があったんです。それは豊富な水を持っている会見地区から豊富な水のない西伯地区に対して、三鴨議員が担当課のとき、そういう計画をなされました。これが今、実になったんです。住民感情の問題が底流にあったと私は思います。

きょう、これをもって西伯だ会見だということを終了いたしまして、そのための1億5,000万の投資、低料金に合わせた、上げるなら一気に上げようと、痛みを分けよう、私も西伯ですが、会見の方には本当に申しわけない、ありがとうございますと言いたいです。ニュータウンも諸木水源から来ました。本当においしい水です。これが今度、西伯全体に、南部町全体に回ります。これに対しての料金統一、この1億1,500万、これの設備投資は低料金に合せてみんなと一緒に頑張ろうねと。そのまま西伯においておいて会見の方だけ上げるとするのは、おいしい水を全部回して会見の人だけまた上げるのかと、これは公共料金審議会の皆さん方も忍びない、理解が得られないじゃないか、そういう考えでこのようになったと伺っております。

ぜひ、いろいろあります。三鴨議員、長束議員、白川議員が言われましたように、会計統合になって経営改善になるような答申ではないじゃないか、そのとおりです。けども、まず南部町の住民が、気持ちが一本になる、そういう大きなことが底流にあるということを言いついて、20号を賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

議案第20号、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

まず、本案に対する亀尾共三君外2名の議員から提出されました修正案について、起立によって採決をいたします。

修正案に対して賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。したがって、議案第20号、南部町上水道事業の設置等

に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時にします。

午前11時13分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

日程第21 議案第21号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第21号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第21号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第21号、南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第22、議案第22号、平成29年度南部町一般会計予算を議題と

いたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第22号、平成29年度南部町一般会計予算。

予算決算常任委員会で審査の結果、賛成10名、反対3名、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛成、反対、それぞれ御意見がございました。まず、反対者の御意見から報告をさせていただきます。生涯活躍のまちについて国から2分の1は来るというのが、2分の1は町費であるということ。まちづくり会社の仕事が計画されているが、大半が町民の期待に応えられているのであろうか。無理がある計画であるということ。人口増加を図るという目的でCCRC計画がなされているが、それよりもこれからの子育てを応援すべき。若い人の移住を進めるべきであるということ。町の施策は、指定管理ではなくて直営として町民サービスを優先させるということで、特にさいはく公民館、町が直接、教育委員会を初めとして職員を充てるべきである。安易に指定管理にすべきではない。伯耆の国の人件費について納得できない。項目についてわかりにくく、曖昧である。残土処分場の計画が上がっているが、これは町が土地を取得すべきではない。残土処分場跡地に町営住宅をつくるのではなくて、それより、今ある住宅をきちんと整備することのほうが重要である。アベノミクスで都会はよくなっているかもしれないが、地方、特に南部町にとっては生活状況がよくなっているのか。格差が進んでいると感じている。町民サービスに力を入れることが重要で、高校生の通学費、ガソリン券、病児保育について後退しているということが反対の理由である。

一方、賛成の理由です。水道料金を低位に統一することを評価すると反対者も言われた。学校のエアコンの件、1億8,000万円近くが計上されている。また、職員の待遇改善が出された。これらを含めて賛成していいと考える。移住定住の件を言われたが、来られた方はほとんど若い人であるので、妥当な内容だと思う。予算が多かったのが修繕費、需用費と、かなり多額になっている。町長が言った安心・安全があらわされている予算であると考えている。

以上、意見の報告でございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案22号、平成29年度一般会計予算に反対するものであります。

私は、この予算案見まして、全部を見比べる中で評価すべき点もございましたので、まず、その評価すべき部分を申し上げます。

まず、1つは、上水道統合事業のための予算、いわゆる低位均一すること、このことについて1億1,500万円が計上されております。2つ目には、小・中学校にエアコンを設置するために1億8,000万円を計上されております。3点目に、非常勤職員の給与引き上げに伴う予算も計上されていることです。この点は評価したいと思います。しかし、それだけで終わるのではなく、反対を考えるとところも、反対の意見も多数あります。

まず、1つは、生涯活躍のまちの事業費6,746万5,000円の半分、3,373万3,000円は町の一般会計からの負担になります。まちづくり会社が計画している事業の中には、町民の要求に果たして応えるものでしょうか。大変疑問を持つものであります。

人口増加の狙いから、CCRC計画は都市から年配者の移住を目的とした事業ですが、28年度の見ますと、現在60代の方が2人だけです。子育て世代の人を呼び込む施策を重点にすべきではないでしょうか。

法勝寺高校跡地にJOCA、これは青年海外協力協会が多世代共同型交流施設建設をし、運営もしてもらい取り組み、さらに温泉も掘るといような計画であります。果たしてこれが見通しが立つものでしょうか。

さらに、町の指定管理にする施策には、一律ではなく、十分に検討するものであります。

町の会計から出している伯耆の国の保育士の人件費、これは委員会でも報告がありましたが、今もって不明瞭である、この点であります。

公民館さいはく分館は、文化・体育・生涯学習の助言、さらに支援の場であります。指定管理者任せでなく、町職員の配置は当然ではないでしょうか。早急に手だてをすべきと考えるべきです。

残土処分場は2,000万円を出して町が取得するということですが、このような処分場の跡地を買う必要はないではありませんか。

政府は、アベノミクスで暮らしが上向いたと宣伝しております。しかし、地方の経済は停滞と言っても過言ではありません。公共料金の軽減は急務であります。

委員会で明らかになったように、要保護・準要保護の対象児童の多さ、実に9.6%がこれに該当しております。

また、病児保育の利用が有料になったこと。

高校生の通学費補助金は、税その他が滞納であれば支給を停止すること、これは理解することはできません。いわゆるこれだけ停滞している中で、所得の低い人の世帯にこそ目を向けるべきではないでしょうか。このことを主張して反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 何号だったかな……（「22号」と呼ぶ者あり）22号、29年度の一般会計予算について賛成いたします。討論させていただきます。

29年度予算、たしか今、亀尾議員が評価されることは、一番の今回の予算でございます。一般財源を入れて水道料金を統一化図ったと。これはるる20号の議案で問題がありましたが、この根底は公共料金審議会の答申が最も大事でありまして、公共料金審議会の中も、メンバーの人も、皆さん方が言われた20号の内容は、何回もけんけんがくがくで検討され、これしかないねということで出された結論でございまして、これが今回の一般会計に入っている。私は、これによって初めて南部町が1つの町になるきっかけになると思って、最大限、私はこれについて称賛を送っていきたいと思っております。

また、小・中学校のエアコン問題についても、これも数年の猛暑のこれが、これによって軽減される、これについては非常に評価されます。

もう一つは、同じく非常勤職員の方が1種、2種、3種ありまして、4年、5年まで働けますけども、その間また3種の間まで、また5年過ぎて場所を変えて、本人の希望があって試験が通ればその3種の間まで、賃金で勤められると、こういう画期的なことをされたということは、すごい評価に値するものじゃないかと思っております。

また、今回の反対理由の中に地方創生のことが言われました。地方創生、国の政策でございますが、これについてはCCRCの件も言われました。南部町版CCRCといたしまして、国が行っている、進めているCCRCと大きく違います。私たちは、このCCRCを町が独自に行うものではなく、里山デザイン機構というNPO法人、これに委託して、その人やちが本当のニーズに合った人たちを今、一生懸命探しておられます。その結果、27年度でしたか、28年度でしたでしょうか、20世帯の方が入ってこられたという実際、実在もございまして。このようにNPO法人里山デザイン機構をつくったことがCCRC、また地方創生の加速するという大きな私は原

困だと思っております。

あと、指定管理のついでに伯耆の国の人件費の件、言われました。これは全国的にも介護職員と保育士さんの給料が余りにも安過ぎる。こういうことから、国の施策でそれぞれ処遇改善がなされることをごさいますて、今回の伯耆の国に委託し、指定管理しております保育園も同じでございまして、町立保育園直営は人事院勧告等で職員の給料はそれぞれ保障されております。民間は、民間の保育園は、それぞれ処遇改善で国から出ております。公設民営だけが、こういう制度がありませんでした。いろいろ調べましたら、これは交付税措置になっているということで、その一点張りでごさいますので、今回町にも言いまして、伯耆の国も処遇改善がなされるようになったと、そういう中身でございまして。

委員会で担当課からのお聞きしましたならば、確かに伯耆の国の職員の給料は民間の他園と比べて若干いいです。それでも10人の職員が退職されたという事実がございまして。中身を調べて聞きましたら、2人は確かにそういうことでやめられました。あと8人の方は全部自己都合でございまして。これがたまたま重なってこういうことになったのでありまして、それらも含めてやっぱ処遇改善をしちよいたほうがいいということで、こういうことになったと私は思っております。

このような、また地方経済についてもこんなに厳しい、それが福祉の低下にもつながっている。反対意見がございまして、子育てに充実した予算を去年は組んでいただき、子育てするならば南部町というように、本当に若い人が入ってこられました。それを29年度にはある程度精査されておられます。実例がそれ以上、またそれを精査しながら有効、かつ、立派に活用できるようにそれは精査されたと認識しております。そのようなことを言いまして、29年度予算は住民にも、また全てのことにかけても、私は妥当な予算が組まれたと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。亀尾議員の発言とダブりますので、残土処分場の問題にだけ絞って反対意見を述べさせていただきます。

現在、会見第二小学校の隣の谷を埋め立てて、公共残土処分場をつくるという話が持ち上がっておりますけれども、その根源となる問題の部分で地元から出ている要望書というのがあります。池野区、それから鶴田区から一緒に合同で出ている要望書ですけれども、この要望書をよく読むと残土処分場のことは全く一言も触れてありません。

現在、太陽光発電をやっておりますスペースの隣に町有地が余っております。ぜひこの町有地

を有効活用してほしい。できれば事業所を誘致してくるとか、もしくは住宅に何とか充てて、そういうふうにはやってもらえないだろうか。そういう旨の要望と同時に、現在、池野地区においては土地が余っている。だから、その土地をもう少し有効に使ってほしい、そういう意味の発言がなされております。

そしてさらに、現在、この公共残土処分場の建設の問題につきまして、現在、地元で説明会が5カ所行われました。鶴田、池野、朝金、そして縄平、市山、5つの地区で行われましたが、最終的に朝金地区から先週、反対意見というのが出ています。私、思いますに、決して公共残土処分場をつくるのが地元住民の意見ではない。そういうふうには思いますので、現在、残土処分場をつくるために土地を買い上げる予算が2,000万円ほど計上されております。私、その部分について反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。この議案第22号、南部町の一般会計新年度予算について、賛成の立場で討論させていただきます。先ほど加藤議員のほうから、この池野地区の残土処分場について反対意見を述べられましたので、私もこれに絞って賛成の討論をさせていただければと思います。

実はきのうの全員協議会のときに、こんな要望書だったんですよということで加藤議員のほうからいただきました。私もこれ持って帰って十分に読んだのと、もう一つは、池野のほうにちょっと1人お会いに行って、池野の方の御意見とか、個人的な意見もあったかもしれませんが、聞かせてもらって帰ってきて、きょうのこの席に立たせてもらったというふうに思っていたければと思います。

まず、この要望書の中ですけれど、るるあります。これまでの第二小学校と、それから池野と鶴田の関係、そして第二小学校の子供たちが少なくなり、また少子高齢化によってだんだん疲弊していくところを、自分たちが地域活性化というものを行うと、やりたい、自分たちの集落をどんどん発展させていきたいというような思いで、まだ会見町時代ですけれど要望書を出されて今の住宅ができ、その住宅については会見第二小学校に通学をするということを条件に、安価な金額をもって今現在まで至っているという状況です。

ただ、その鶴田・池野の子供たちが、これもだんだん減ってきて、今現在、今回の聞き取りでは1人の子供だというふうには聞いたように覚えておりますけど、それだけ特に住宅に頼っていかないと今の小学校が存続できていないというのが現状であるという。そこで、さらに危機感を持

った池野、鶴田の区長さん連名で、これ今度は南部町宛てに要望書が出ております。

少し読み上げますが、今は町営住宅を除くと池野・鶴田地区の少子高齢化の進展し、小・中学校の生徒及び就学前児童はほとんど数人にすぎなくなりました。このまま放っておけば池野・鶴田地区はいずれ限界集落になることは避けられない見通しです。再度、池野・鶴田地区においては、地域づくりの運動を再構築しなければならないと考えています。

このたび、鶴田地内の残土処分場にメガソーラー施設が建設されたことから、池野・鶴田地区にはまだまだたくさんの土地があり、例えばメガソーラー施設の隣接する町有地に事業所誘致、住宅地建設、その他有効な行政施策があれば、地域づくり運動に弾みがつくと考えます。池野・鶴田地区の限界集落化を乗り越え、発展していくためにも御協力を賜りますようお願い申し上げますということで書かれています。

先ほど加藤議員のほうからありましたメガソーラーの隣接地ということも上がってはいますけど、その他有効な土地もあるというふうにも書いてあります。そこで、行政のほうは小学校の隣の谷を埋めるということを考えられたわけです。そこには県の公共事業で出てくる残土、その捨てる場所が、今現在、鳥取県の西部にはほとんどないに等しい状況で、今後、西部地区の公共事業に大きく支障を来すということで、今、県のほうからも含めて場所を探しておられた。そこに充てていただいて新しい土地をつくっていくというような計画をされたわけです。

このたび、予算で2,000万の土地をまず町が買い取り、そこに残土を捨てるというような計画をされました。なぜ町が買ったのか。これは町も責任を持ちます。そして、県の産業技術センターも責任を持ちます。2つの大きな責任をもってそこを埋め立てていく。鶴田、池野の皆さんには安心して、その様子を見てくださいという2つの大きなものをいただいたというふうに私は思っております。さらに、処分場の計画について、先ほど水道料金の問題で出ておりましたチラシにそのことが書いてあります。

先ほど加藤議員が言われました朝金地区からの、まず一日100台、往復200台のダンプカーが通ると聞く。これはすごい土ぼこりが舞うんじゃないですかというようなことがあるようです。

私は、ついこの間まで残土処分場でしたミトロキの近くにいるわけなんですけれど、やはり協定を結ぶに当たっては一日の自動車の台数とか、そして自動車の、トラックの入り方、そういったことまで細かく行政のほうから相談を受け、能竹、賀祥、それぞれの地域で合意をなされ、体制を整えていくわけです。当初は、トラックは50台という限定でした。そして、能竹のところに道ができてからは一日100台ということで追加をしました。そのかわり、一方通行にしてく

ださいということで私たちはお願いをしました。それは能竹側から入って東長田の今長の集落に抜ける道、一方通行にしてもらえれば100台入っても往復200はありません。100台だけです。東長田の今長地区の皆さんにも御協力をいただきました。そういった形で、地域地域の連携と、地域の協力があってそれはできていくものだと思います。もし反対があればまずは相談をして、行政等と十分な話し合いをしていただきたいというふうに思います。

それと、コンクリートや木の根や混ざった公共残土は入って誰がチェックするんですか。ミトロキのときもちゃんとチェック人が南さいはくの事務所において常に見ております。同じような体制をしますということで建設課長のほうも今度の残土処分場については説明がありました。公共事業でそういった木とかブロックとか、そういったものを持ってくるでしょうか。まずそういったことはないというふうに課長のほうからも説明がありました。

そして、一番大切なことは、その新しい土地ができることによって、池野・鶴田地区の皆さん、新しい光が見えてくると。それが一番大切なことで、周辺の集落の皆さんも、そして私たち、遠い人間ですけれど、それでもそれに期待をし、幾らかの光が当たる。願わくば住宅地、工業団地でも誘致をしていただき、限界集落で心配しておられるこの地域に大きな光を与えていただきたいというふうに思っております。誰かが犠牲を払いながら何かをやっけていかないと物事は動いていかない、地域は発展していかないというふうに思っております。

ぜひとも反対されている地域の皆さんには理解をいただいて、この残土処分場を認めていただき、池野・鶴田地域の皆さんに大きな光を与えていただきますよう御協力のお願いをし、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 22号の29年度の一般会計予算に反対をいたします。この反対理由は、先ほど亀尾議員が述べた5つの点です。私は、まず、今回の一般会計予算で、亀尾議員も述べました今回評価すべき点について、住民とともにそこを評価したいというふうに考えています。

当初予算が68億9,200万、前年度比110.2%、このふえた10%というのが、数字でいえば今回基金繰り入れた7億2,725万円に相当してくる金額です。町が、自主財源が、町税が13.4%、9億2,500万ぐらいしかないところで、今回の7億数千万の基金を取り崩して、町長も選挙時に住民の声を聞かれたところにお金を使っていくということについては、住民とともにこれを歓迎したいというふうに考えています。

例えば水道料金の統合の1億1,500万、また小・中学校にエアコン設置1億8,000万、これらの使い方は町の監査も指摘していたように、多額に積み立てられた基金の有効活用という点からも適切な判断だったというふうに考えています。これらの基金が使われて、住民の中に入って、これが地域内循環により貢献できるような内容にもなっていくことだと私は確信しているところです。そういう点でいえば、非常勤の職員、非正規の非常勤職員やパート賃金、非常に10%にも満たない少ない待遇改善ですけれども、この立場は評価し、引き続きこれらの待遇改善に向かって行ってほしいというふうに考えています。

そこで私は、今回5つ上げたうちの2つ、1つの点のいわゆるまちづくり、地方創生推進交付金、これの使い方と、指定管理の一つである伯耆の国の中の収支報告書を受けて委員会で論議し、議会としてはどうしてもこの点を住民の中に明らかにしておかなければ、よその町で起こるような、公金の使われ方が本当にこれで適切だったのかというところで、町執行部だけではなく議会も問われてくることになるのではないかと思い、ここで数字を上げて反対討論しておきたいというふうに考えます。

まず、1点目の地方創生推進交付金、これを使われるときには、前町長時代からでしたかあったのですが、国から来るお金についてはひもつきもあるので、十分自分とこの町に合うように考えたいということも言われておりました。

今回6,746万5,000円、これらについて幾つかの事業が展開されています。約10ですか、そのうち委員会でも指摘させてもらいましたように、私たちはこのお金がなるだけ住民の暮らしに反映するようなお金の使い方していくべきだという点で、中で評価できる点として上げるとすれば、公共交通検討事業に290万円を充当して、いわゆる中山間地域の公共交通をどうかあるかということを考えていく。これについては、私は、地方創生推進交付金の使われ方の、なるほどなと思って見ていたところです。この中で一番たくさん使われるのが、まちづくり会社支援事業、全額2,427万、それと次に、JOCA（青年海外協力協会）連携事業1,999万1,000円。まちづくり会社支援事業については以前から言っておりますので、今回の反対討論の中ではJOCAの連携事業を数字を上げて、これでいいのかということを知りたいと思います。

1,999万1,000円というのは半額が町から出ています。これには、具体的には2名の人件費がかかっている総額756万、これがどうして1,999万になるかということ、それに伴い直接経費として、例えば旅費、交通費が総額310万、地域活動費としてサロン活動やイベント運営として240万、これらを合わせた人件費、直接経費合わせた総額の30%を一般管理費

として427万2,000円を計上なさってきている。これは恐らく公益社団法人青年海外協力協会が出してきたものだと思いますが、幾ら国から半分お金が来るといって、このように、例えばどういふことをするのか知りませんが、視察ツアー実施等やスタッフの旅費等で300万を超えていくような旅費に使うことが住民の暮らしに役立つことと言えるでしょうか。また、直接経費としてかかった分の30%を経費で取り上げして、それを青年海外協力協会に返すことになるのでしょうか。これはまさしく地方創生推進交付金が、全国的に言われているように、国からお金出すけども半分以上は国に吸い上げる仕組みになっている、いわゆる回転ドア方式ですか、これそのものじゃないかと疑わざるを得ませんでした。

青年海外協力協会が法勝寺高校跡に、先ほど言った多機能の施設をつくりたいと言っている。町とすればそれを企業誘致として迎えたいと言っている。こういうふうには言っていますが、青年海外協力協会がそのような施設をつくるお金はどこから来るのか。これもよそが来るからいいことだったら何でもいいというわけにはいかないと思います。一部にはODAのお金ではないかとも言われていることです。そういう意味でいえば、国から来るお金が何使ってもいいということにはならないということを指摘しておきたいと思います。

それで、なるほど、青年海外協力協会は、いわゆる生涯活躍のまち推進協議会の中に入っていますから、それを採用せざるを得ないのかと思いますが、本来、地方の活性化に基づくには住民、ここの声が一番だというふうにするわけですね。そういう点から見たら、くれぐれも地方創生交付金の使い方については気をつけていくべきだというふうな考え、この点については納得がいかないという点を指摘しておきます。

2つ目には、伯耆の国が、今回10名、職員やめたこともあり、待遇改善を、人件費の10%を引き上げてほしいということで、今回伯耆の国全体を合わせて公設民営の予算が2億55万7,000円計上されています。前年比1,635万3,000円の増になります。そのうち委託料が1億9,226万9,875円、これが伯耆の国への委託料となります。

その中で、先ほど問題となっている給与の計算の仕方、これまで320万円でありましたが、実は323万円でしたと、いつかのところで課長が訂正をなさいまして、323万掛ける、今回は39人の計算をしてきて1億2,597万円。私は、この3万円が待遇改善かなと思ったら、そうではなくて、この1億2,597万の10%を待遇改善として1,259万7,000円をプラスした金額で、今回人件費が1億3,856万7,000円、こういうふうになっています。これが今回、先ほど細田議員の言っていた待遇改善をしていただきたいという内容です。

断っておきますが、私たちの立場は、介護職員や福祉の現場、保育士等についての待遇の低さ

は重々承知しており、待遇改善をすることには大賛成です。しかし、今回、今指摘しますのは、伯耆の国がこの待遇改善をどのようにやっていくのかということ、私ならずほかの議員からも、例えば給与表を見てどこがどうして待遇改善にするのか説明すべきではないかというような声も起こりました。そのような中で、特別に時間をつくってこの伯耆の国の審査について、副町長にも出席していただきまして、中身を審査してきたところです。

わかったこと1つ。正職員の人件費が320万円と言っていたけれども、それをはるかに超えて伯耆の国は支給していた。例えば平成25年、平均、これは町がしゃべったことです。320万と言っていたけれども、1人当たり333万8,202円、1人当たり13万8,202円のお金がたくさん出ていた。平成26年335万2,651円、同様に15万2,651円たくさん出ていた。平成27年332万1,607円、12万1,607円たくさん出ていた。これは何を示すかということ、町が320万ないしは323万として計算していた人件費では合わず、伯耆の国の中で独自に1人当たり十数万のお金を出していたということです。この金額、合計合わせると、町が、町に出されてきた内容では、はっきりとこれがわかるのは3年間分しかありませんでした、平成25、26、27。この3年間で1,554万3,499円のお金が町から出された人件費とは別に正職員の人件費として伯耆の国が出していたということがわかりました。

2点目、そのお金が一体どこから払われてたのか。その前に、平成24年から平成27年の4年間で1,585万5,906円のいわゆる黒字、資金残高、剰余金が出ていること。また、平成27年には、それとは別に拠点区分間繰入金として600万円が区分として、繰り入れとして支出されていること。合わせると2,185万5,906円の黒字が出てきていることになります。この2つを合わせると、町が出してきたお金の中で3年間でも1,550万円を超える人件費をたくさん出していた。にもかかわらず、2,185万5,000円の黒字が出ていた。合わせると3,600万円のお金をどこでつくっていたのかということになります。本来であれば、こういうふうに計算しないで、収支報告書の中で明らかにしなければならないことだと思いますが、それを見ていくとわかったことは事業費の支出、例えば平成24年3,043万円、両園で出されているところは775万1,000円の黒字が出ていた。いわゆる執行率75%、25%のお金が使われずに残っていた。25年は22%、平成26年は21%、平成27年は別のお金が入っておりますので7.5%に減っておりますが、この4年間合わせると、この事業費支出の中で2,430万のお金が黒字として残っていた。これは何を示すかということ、4つある保育園のうち2つに分けて公設民営と直営にしていますが、事業費についてはそう差をつけていないはず。同じように、町立保育園の2つの保育園に3,000万円を出して、それが事業費とし

て例えば給食の賄い等に使われていくことに対して、伯耆の国はここで約20%近くの削減をしていた、こういうことになるわけです。

問題は、1つには、伯耆の国のこのようなお金の使い方、委員会の中でも多くの議員が出たように、中身について、収支報告については項目ごとにしていないから、中身がでんでわからないという意見がたくさん出ました。そのような中で、町とすれば、平成29年で見れば、例えば1、給与費で1億3,800万、パート賃金、これは正職員と別になっているわけです、1,642万。事務経費の3%はいわゆるもうけとしてもらいますよというのが人件費ですね、464万組んでいます。運営費が3,200万、こういうふうに組んでいるとすれば、この費目ごとの収支報告が要るのではないのでしょうか。

委員会の中では、こんなに人件費が足りないもんどこで持ってきたのかという中では、恐らく推測でしょうが、非常勤職員のお金充てたのだという意見が出ました。それも一理あって、例えば平成27年度見た場合、パート賃金として町は1,998万2,250円出しているのに対して、伯耆の国から出てきた収支報告では、このパート賃金に使ったのが1,144万4,000円、執行率57%です。このようにわかったことは、非常勤職員で黒字を出す、事業費の支出で黒字を出す、そのようにして幾らかは人件費で埋め、あとの幾らかは利益として残していく、これが少なくとも委員会の中でわかってきたことです。

私たちとすれば、今回10%の処遇改善は本当に正職員の中に使われていくのか。もう一つには、ただでさえ12万も平均して足りないところに10%ですよね、その分を足して一体幾らにしようとしているのか。このことが論議になったときに出たこと、回答が返ってきたのは、今回の10%の処遇改善の費用は何に使うか。これは給与ベースのアップではなく手当に使うのではないか、こういう報告でした。これで議会が納得するのもおかしいのですが、住民は納得するとお考えでしょうか。

このような点から、私たちは、少なくとも10%の今回の処遇改善の計画をきちっと議会に出すこと。2つ目には、過去にさかのぼって4年間の項目ごとの収支を明らかにすること。3つ目には、単年度で、少なくとも事業費で20%も黒字を出している状況であることから考えれば、しばらくは単年度ごとの精算とし、その収支報告をしっかりと状況把握して次年度の委託料を決めていくこと、このように変えていくことが責任ある町の立場と言えるのではないのでしょうか。

この大前提となる1人当たり320万円というのは、いつ、どのように決めたのか。契約書ないしは協定書を見せてほしい。再三の要求にもかかわらず出てきません。ないからです。ないのであれば、それを理由にして10年間その様子でいかせたいというのであれば、議会とすれば5

年たって、本来であればお金が残って、人件費として残っていなければならないお金明らかにしないまま、10%の処遇改善をしてくれというのも、はっきりと言ってわかったと言えないのも事実ではないでしょうか。

今回、一般会計予算では多くの議員が賛成なさると思いますが、少なくともこの伯耆の国については多くの疑問が残っているということです。私は、できれば委員長の口からもそういうことを言ってほしかったのですが、そういうことを指摘しておきます。

少なくとも町についていえば、今回の10年間としての積算方法ではなく、収支報告についても単年度収支を求めること。事業費支出については残った分を返していただいて、人件費が本当に足りないというのであれば、今回の10%待遇改善でなく、事実に見合った人件費を支給していくことで正常化を図るべきだということを指摘して反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

賛成ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第22号、平成29年度南部町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成29年度は、陶山町長、初めての予算編成で、数多くの新たな事業に取り組んでいます。特徴的なものとしては、小・中学校の全教室へのエアコンの設置、非常勤職員や臨時的任用職員の勤務条件、保育士を初め、それぞれの職種で1種から3種までの報酬や賃金が改定後、その予算となっています。

また、保育園の指定管理についても、保育士の確保の観点から、伯耆の国の保育士の給与の10%分の処遇改善加算を平成29年度から行います。ゼロ歳児の途中入所の対応は必要不可欠だと思います。このためには保育士の確保が必要です。

しかし、今、鳥取県西部、特に米子市を中心としまして、新しく開園する保育園、幼稚園、認定こども園が増加しております。保育士の確保が非常に難しい状況になっております。このため、給与等の労働条件を整備していくということは、保育士確保の上、重要な施策だと考えます。

真壁議員が少し言われましたので、伯耆の国、社会福祉法人は平成27年に会計基準の変更がありました。それまでの勘定科目等を大きく見直して、拠点区分の再編成とか、そういう予算書、決算書の見直しが行われました。町からの指定管理を受けています保育園の会計についても言われましたけれども、ここでは伯耆の国の決算の中で介護の職場の決算というものと保育園の決算というのは全く別なもので、決して一緒になるものではありません。保育園の指定管理、10

年ということで今動いてる中で、確かに今、半分5年ぐらい終わって黒字というところになっておりますけども、やはり10年という指定管理のスパンの中できちっとこうしてお金の流れというものを確認しながらやっていくというふうに思います。少し変な考えになりましたが、済みません。(笑声)というような新年度の予算編成に当たって特徴的なところを、3項目をとって言いましたけれども、たくさんあると思います。

以上から、新年度一般会計予算については賛成すべきと考えます。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号、平成29年度南部町一般会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(秦 伊知郎君) 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第23、議案第23号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長(景山 浩君) 予算決算常任委員長です。議案第23号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成10名、反対3名、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否の意見でございますが、まず、反対の意見として、私たちは高い保険税を引き下げようと言っています。公共料金を下げようとも言っている。もう一つは、広域化の計画がある。医療が現場から離れていったら福祉、介護予防にも影響すると思う。この点から反対をする。

賛成の理由としましては、国保税は確かに高いが、基金がない中で頑張っている会計である。健康講座、保健事業も頑張っている。応援しなければならない。広域化の件はまだ課題があるが、それらも注意し、意見を言いながら賛成したいと考える。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 23号の平成29年度国保会計の予算に反対をいたします。

今回の予算総額15億5,800万、これは一般被保険者、退職被保険者を入れて合計2,691人にするいわゆる保険給付事業です。2,691人というのは、後期高齢者の方々約2,000人が後期高齢者に移ったから、そういう意味では少ない人数なのですが、ここでの保険給付費、今回上がっていくのは9億8,747万3,000円、この保険給付費に対して住民から、町民から集める税金が2億6,720万7,000円。私たちが反対する一番大きな理由は、今回のこの税金の2億6,720万が町民にとって、国保の加入者にとって非常に大きな負担になっている、こういうことで反対をしているところです。

御存じのように、一番近くで平成27年度、28年度の県内の状況を見た場合も、御存じのように南部町は、国民健康保険税は県内では決して高いほうではないですね。そういうことも重々承知しています。ただし、町民の所得も、先ほど紹介しましたように年間の年収300万以下が7割を占めるといふ、県内で見ても所得も多いほうではない。そういう点から見れば、この負担感がどれほどかというの、わかってくると思います。

負担感を示す一番の指標は、多くの方が、これがなければ医療にかかれないというところから、無理をしても払わないといけないという一番に上げる国保税ですが、それでも滞納が出てきており、これまでの滞納未収総額が5,520万を超えてきています。

一番近々の去年の9月出された27年度決算資料を見てたら、このうち1,000万が現年度の滞納だと。この状況は若干改善されているのだと思いますが、住民から見ても非常に払にくい税金になっているというのはいまやむを得ないことではないでしょうか。

もう一つ比べるとすれば、町の一般会計での未収金、税金や保育園の保育料、給食費とかを合わせた滞納が全部で5,900万です。それに匹敵するぐらいの金額が国保会計だけで滞納として出てきているという問題があります。町とすれば、なるほど、受益者負担、相互扶助だからかかった分は仕方がないのだと言いますが、どこも苦労して大きな自治体では一般財源から繰り入れを仕方なしとしているのは、このような滞納がふえること自体を避けるためだと言われています。それもそうだと思います。南部町でもそういう意味でいえば、これまで国保税を上げずにおいてきたというのは、重税感を町執行部も共有してるからだというふうに私は認識しているところです。しかし、今回、このような金額でも高くて払えないところが出てきています。

全国的にはどこも基金をなくして、それで広域化になることによって、一般財源からの法的根拠がないというところで、広域化になればうんと国保税が上がるということも出てきています。そういう意味でいえば、南部町は一般財源を入れないまましっかりと持ちこたえてるということも言えるのですが、私は住民の暮らしを守る立場から、とりわけ高いと言われてる国保税については、今回は一般財源入れてでも引き下げるべきだというふうに考えているところです。

2つ目には、国庫からのお金が3億1,900万、県からが1億100万、これは本来、国が目指しているところからしても少ない金額です。もとの国庫負担割合を本来の総支給費総額、いわゆる医療給付費の総額の5割まで持っていくことをしっかりと求めていくべきだと思うし、少なくとも5%の調整交付金については、これ別枠にしてやるべきだということを上げていってほしいと思います。

それと、もう一つ、国保会計で言っているのは、国保会計で保健施設普及事業や健康管理センターの管理費等を見ないでほしい。見るのであればそこに一般財源を入れてほしいと以前から言っている問題です。施設普及事業246万5,000円、健康管理センター管理費608万。この中で特別調整交付金500万をのけた分は、一般財源として国保税から賄われています。これについては、私は一般会計から補填すべきだと考えています。

国保に入っていない町内の世帯にも国保カレンダーとして4,000部が配られています。細かいことを言うようですが、このカレンダーは町の保健衛生費で見るときではないでしょうか。そういう点を指摘して、私は国保会計の反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案23号、国保会計について賛成させていただきます。

今、真壁議員がうる言われました。高い国保税を何とか下げるべきでないか。一番いいのは国の負担、昔は50%ぐらいあったと思うんですけど、これを本当、このままで続くならばぜひとも頑張っていたきたいと思います。

27年、28年度でしたか、27年度の繰越金が2,700万ぐらい出て、28年度はそれを入れてやっと国保会計が回った実情がございます。28年度の決算見込みが、この間で、まだ余剰金がどのぐらい出るかわかりませんが、医療費も二、三%ずつ伸びております。

それと、気になるのが国保世帯なんですね。国保世帯が27年と28年で22世帯も減っているんです。それと、被保険者数も37名減っております。一番よく減っているのが、やっぱり40歳から64歳の方、かわりにふえているのが65歳から74歳の方なんですね。高齢者なんで

す。高齢者もそのように3%伸びておる中で、本当に厳しい綱渡りの今、会計をしております。

その中で、国保の関係の町民生活課が担当しておりますが、そこに保健師等が今配置されております。この保健師さんが本当に保健事業に頑張ってくださいまして、健康福祉課の保健師さんと協働しながら、健診等、本当に力入れていただきまして、また国保のデータベース、今度は協会けんぽのビックデータ等活用しながらそれらに取り組み、医療費抑制というか、健康寿命というか、そのように今、全軍を挙げたおかげで何とかこの会計を切り盛りしております。このように努力しておられます。これを一般会計入れて引き下げろいって、国保の人が全部で28年度では2,682名なんですね。本町の人口が1万1,153人おられるんです。あとの1万1,153人から2,682人引きますと、約8,000人、9,000人近くが国保会計以外なんです。この国保会計以外、協会けんぽ、共済組合、組管掌、そういう方たちも本当にたくさん今、保険料を払っておられます。これらの方にまだ国保会計も負担してということはちょっと酷なことがございます。今、町も本当に健康寿命、そのビックデータを利用して保健活動しておられます。こういうことを鑑みまして、医療費がこれ以上上がらないように、その分、西伯病院が大変反比例で迷惑かけておりますが、こういうことをもちまして、今28年度のあと決算でどのぐらい繰越金が出るか。前年度並み以上に出れば何とかいきそうだと思いますが、担当課の努力がこれは功を奏しておると思います。

広域化の件は県一本になる件ですが、これはもう保険料がばらばらでございまして、特に私たち、ちっちゃな市町村で保健事業を頑張っておいて保険料下げてる所、また医療機関たくさんある大都市やちが保険料がべらぼう高い所、それらを平準化する大きな作業がございまして。これについては町長を初め、皆さん、みんな注視して、私やちの今まで頑張った分が報いられるような努力、力を発揮していただきたいことを申し述べて賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第24 議案第24号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、議案第24号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第24号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成10名、反対3名、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否の意見でございます。まず、反対の意見からですが、以前から言ってるように、これは高齢者に対する差別である。会計を県下統一したが、結局それによって被保険者の声が届きにくくなった。国の方針として4月から低所得者の保険料の軽減措置が縮小される。年金は減り、負担はふえるというのは許しがたい。

賛成の意見です。以前から差別はおかしいと言われてきたが、制度が大分認知されてきたと思う。広域化になって被保険者の声が届きにくいとのがあったが、徴収事務は町がやっているし、保健事業も町がやっているの、それなりの声が上がっていると思う。軽減措置が縮小されるが、本当に低所得者には軽減はそれ以上にしており、所得の中間の方は上がったが、一番大切な生活保護に該当するところでこれは軽減になっているために賛成をするというものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。この議案第24号、29年度後期高齢者医療特別会計の予算に反対するものであります。

私は、ことしもここ数年ですけれども、国家の、国の予算見ますと、民生費、民生関係をどんどん減らしていくというやり方、特に年金の支給なんかは下げていく。そして取るもの、負担のほうはどんどん容赦なく取っていくという、そういうやり方です。特に年金生活者、高齢者の方ですから、年金生活者の方が多く加入されております。

これについては先ほど委員長報告であったんですけども、まず、1点目は、なぜ高齢者の中で

も前期、後期分ける、このようなこと。そして後期、75歳以上になったらそれを離していく、本当にこれは高齢者に対する差別そのものではありませんか。

そして、1つは、先ほどありましたが、会計を一本化したために、町内に住む被保険者、該当する被保険者が行政へ直接声を出せない。このような問題があるからおかしいのではないか、負担軽減を求めると言うことが直に言えない、このような不合理なことが起こっております。

そして、最初に申し上げましたが、国の方針で4月から低所得者に対する保険料の軽減が縮小されます。所得割、5割軽減から2割軽減に縮小されていくと、ますます高齢者に対する、この加入者、被保険者に対する負担がふえていくということでもあります。

入るお金はどうか。ほかに現職並みに仕事をされているかは別として、ほとんどの方が年金で生活をされております。年金はどんどん減らされる。このようにまさに国民いじめ、ひいていえば町民いじめをするようなことに許していいのか、このことを強く申し上げて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 24号、後期高齢者医療特別会計でございますが、これについては賛成の立場から討論させていただきます。

今、るる言われましたように、これ後期高齢になってからもう10年近くなったと思いますが、75歳以上に分けた後期高齢者医療保険、最初は国民保険から前期高齢者、後期高齢者、老人保健と、もともと制度がそのように分かれておりました。その分かれたおかげで、そのところどころの問題点もわかってまいりました。

この75歳以上の今回の後期高齢者医療でございますが、28年度より伸びておりました。3%ぐらい伸びておまして、調べましたら75歳以上の人口がふえております。その分、また後期高齢者広域連合も国保のビッグデータとか、協会けんぽのビッグデータ等を利用して傾向を調べまして、それを市町村に本当に還元して、これらの方の指導とか健診等を今もやっております、医療費も去年までは下がっておったのが、ことしは3%ぐらい29年度は伸びるような予算になっておりましたが、やっぱり人口がふえた分ふえてまして、実際はプラマイ・ゼロでございました。

軽減措置でございましたが、普通は、国保は7割、5割、2割軽減でございますが、後期高齢については9割、8割、5割だったかな、何かちょっと特別な割合になっておまして、これも制度を充実するために9割軽減の方、特に低所得者の方にはこれは生きております。7割の方は5

割に、5割の人は3割というのありましたが、これは被扶養者の家族の方が物すごい軽減になったのを、本則に基づくような、段階的にこれをもとに戻しますという条例が国の法律で決まっております、これが今年度から施行になるということございまして、それなりに分析もし、それなりに各市町村とも連携しながら、この後期高齢については今順調にしているような気がいたしますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第25 議案第25号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第25、議案第25号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第25号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第25号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 6、議案第 2 6 号、平成 2 9 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 6 号、平成 2 9 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成 1 0 名、反対 3 名、賛成多数により可決すべきと決しました。

賛否がございましたので、賛成、反対の意見を報告いたします。まず、反対者の意見です。住宅資金貸付事業については一定の改善があったし、この制度自体はいけなくはなかったと思う。今、7, 0 0 0 万円近い収入未済があるが、この仕組みを町で何とかしろというのは無理があって、国がしっかりとこの補填をしないといけない。担当課も努力はされているが、町自体が具体的にどう解決していこうかというところが見えてこない。早急に返済ができるところの計画を立て、返済ができないところについては何らかの猶予等をしていかなければいけない。責任ある立場で解決策を望むということで反対をする。

賛成者の意見です。未収金が確かにある。この事業もあと二、三年で終わり、その後は回収ばかりとなる。回収は高齢者ばかりであり、これは大きな問題だ。町も国にどんどん対応策を申し込んでいるので、この方針でいかないといけないと思う。一番の問題は、国の施策を町がやったことだ。やったことは粛々とやらなければならないが、国のほうにも声を上げる。財産保全の件も絡んでくるが、これも一緒になって頑張っていたきたいということを要望し、賛成をするというものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2 6 号の平成 2 9 年度住宅資金貸付事業の特別会計に反対します。平成 2 9 年度のこの会計の予算は 1 4 4 万、いわゆる事業債の返済分です。2 9 年度でも 8 0

万ちょっと返して残が443万なので、事業債の返済については順調に起こってるし、とりたててこのことを問題にする事業でもない、事業も終わっていますから。

問題は、先ほど委員会で7,000万と言いましたが、27年度の決算を見る限りでは、今までの収入未済、いわゆる滞納となっている金額が8,758万8,340円。これはどうしてるかという、皆さんが言ってる一般会計から持ち出し、なかなか大変だというんですけども一般会計から補填をして、いわゆる赤字を埋めているという状況です。

審査の中でやっぱり問題になってくるのは、この滞納をどうするかという問題です。より深刻なのは、委員長もおっしゃってたように、賛成議員の中からも、高齢化が進んでおり、なかなか返済が大変だというように、現年度の収納率が17.3%。これを見る限りでは、いわゆるあとの返済わずかとしても、この滞納が減るところがふえていくというのが現状ではないでしょうか。

これは賛成、反対議員も同様に、この事業の大もとの責任は国にあるので、返済を求めていく、これは執行部も一致してることであり、第一義的にはこのことに声を上げること。

2番目には、町の問題としては、私は、このことを町の財政問題として捉える必要があると思っており、そういう立場から見れば、税務課に所管を置いて、お金を集めるから税務課というやり方では問題解決しない。なぜかという、お金の集め方の問題で滞納が出ているのではないからです。

1つには、町の財政の課題として、こういうふうに残ってきた借金をどのようにしていくのかという計画を立てる必要があると思うので、私は、これは総務課等で対処すべきではないかというふうに思っています。

2つ目の側面の問題は、かといってこれは地域改善対策事業でやってきて、歴史的な問題もあるというところから考えることと、現行住んでおられる方々が高齢化ないしは生活保障の面考えたら、生活保障の観点から福祉の分野での視点も必要になってくるだろうという点を考えれば、何らかの形でこの解決のための対策をとる必要が町にはあると思っています。そのことの説明をなしに、滞納を持ち抱えたまま、国の制度だから仕方がないというのも、これも町としては少し無責任のように思うわけです。

早急に国に声を上げることと同時に、具体的にこのもう返済の、事業債の返済が終わったときどうするのか。一般財源でこれだけ立てかえしてる分をどうしたらいいのかという点について、早急に町が計画を出してくることを求めて反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 26号の住宅新築資金の分ですが、今、真壁議員が語る言われたのは一応、道理にかなっておりまして、一定の改善策を本当に頑張っておられ、よくやっておられまして、この制度はもともと国から始まった制度でございますので、これは歴代町長もこの制度については、国に会うたびにもう具申しておられるということを聞いておられますので、これはどんどん進めていきたいと思えます。

それと、集金の仕方を云々言われましたが、担当課もこれはたしか年2回なのを毎月わずかながらでも、分納しながらでも、本当にその人に負担のかからないような集金をされておられるのが現状だと思っております。本当にこの事業は、あと二、三年でもう終わりますけども、あとは集金ばかりで、残されたのほんに高齢者の方でして、痛しかゆしんとこありますけども、やっぱり原則、借りたものは返すという大原則がございます。そこを担当課としてはそれに、身に合ったように本当にわずかながらでも払える範囲で、一月に、毎月でもいい、本来ならこれは1年に2回という乱暴なものでしたが、そのように頑張っておられましてやっておられます。

あとは、本当に財産保全とかいろいろなことがあります。これは国と連携されて、町もこれらについての問題策をいろいろ考えていただきたいということを申し上げて賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成29年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は2時35分にします。

午後2時19分休憩

午後2時35分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第27 議案第27号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、議案第27号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第27号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成10名、反対3名の賛成多数により可決すべきものと決しました。

賛否それぞれの意見ですが、まず、反対者の意見から。水道料金のことで署名に回った際、加えて下水道料金が高いという声があり、料金の引き下げを求める。あわせて、乳幼児世帯の減免がなくなったことを理由に反対をする。

賛成者の意見です。下水道使用料が高いという話も聞くし、この会計は特別会計で、不足額は一般会計から入れてでも上手に回している会計だ。幼児の減免は確かになくなったが、今はほとんど紙おむつになって精査をした結果だろうと思う。この結果を見ながら来年度でも考えないといけないこともあるが、全体的にこの特別会計は高齢者の加入率が上がらない中で頑張っている会計であり、賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第27号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について反対の立場であります。

理由は、先ほど委員長の報告でありましたが、特に10月に選挙がございました。その中で歩くときに、住民の皆さんの声もやっぱり公共料金下げてほしいわと、下水関係の料金を下げてほしいという声がありました。

それと、このたび、水道事業、改正の条例の署名に、私も何人かの人にお会いしましたが、やはり水道料金を下げてほしい。そのとおり、その上に下水のほうも高い、下げてほしいという声がありました。このことを、ですからやっぱり利用料は下げるべきだということと、それから乳幼児の減免ですね、これはやっぱり引き続いてやるべきだということを主張して反対します。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 6番、三鴨です。この予算につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

予算内容を見ますと、大変厳しい収支の状況が見てとれます。下水道料金が高いと皆さん思われているということですが、中を見ますと一般会計からの繰り入れが、金額にしますと1億2,700万投入してやっと収支バランスとっていると、前年に比べて1,000万もふえております。これは人口減もありますし、そういったことで収入減になっていると、使用料が少なくなってきた。そういうことから一般会計からの繰り入れがどんどんふえて、何とか収支バランスを保っているという、こういう厳しい会計の状況ですので、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせて、コスト軽減の面で見ると、このたび、機構改革がありまして、建設課と上下水道課を一体化するというようなこともあります。本当にいざというときには少数の上下水道課のメンバーだけでなく、一緒になって緊急時に対応するという体制もとられるということでありまして、いろいろな努力をされてお考えいただいているというふうに考えております。

それから、乳幼児の件ですが、これもこのたびがやめになったわけですが、今後、違った施策でそういったことも考え、あるいは子育て支援のほうでもそういったことを考えていくということですので、この予算につきましては賛成すべきというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思ひます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第28 議案第28号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第28、議案第28号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第28号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成10名、反対3名、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛成、反対の意見でございますが、前の議案第27号と同種、同内容の議案であり、賛成、反対それぞれの意見とも同意見であるということでございますので、省略をさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第28号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に反対するものであります。

これは先ほど委員長報告にもありましたが、議案第27号と同一な意見でございます。やり方はちょっと農集と違うんですけども、同じ下水ですので同じ論調でございます。

ただ、1つつけ加えておきますけども、この下水が普及したおかげで河川の浄化が進んだということがはっきりしております。私の前にも小さな溝がありますが、以前は大変な汚れだったのですが、今はきれいに水が流れているような状況です。ぜひ、27号と同じ主張をいたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 6番、三鴨でございます。議案28号につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

理由は先ほども、27号でも申し述べましたけれども、やっぱり収支バランスを見ますと、一般会計からの繰り入れを3,100万してやっと収支バランスをとってるという厳しい会計でございます。

加えて、高齢者の世帯の方の加入がどんどん少なくなっている状況があるというふうに思われまして、昨年は10基の計画が、今年度、29年度は5基に少なくなっていると、縮小しているという状況でもあります。そういう厳しい会計でありながら努力されておりますので、ぜひ可決すべきというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 28 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。
賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 29 議案第 29 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 29、議案第 29 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 29 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成 10 名、反対 3 名、賛成多数により可決すべきものと決しました。

賛成、反対の意見につきましては、前議案の第 28 号と同様で、27 号、28 号と同趣旨の意見でそれぞれ賛成、反対をするというものでしたので、省略をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 議案第 29 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計の予算に反対するものであります。

理由は、委員長報告にもありましたが、議案第 27 号、28 号と同一の意見ですので、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6 番、三鴨義文君。

○議員（6 番 三鴨 義文君） 6 番、三鴨でございます。私も賛成の意見は議案 27、28 号と

同様でございます。やはり会計予算の中身を見ますと、一般会計からの繰り出しが7,700万、これだけ繰り入れてやっとバランスがとれていると。

もう1点は、接続率を見ますと92.2%、29年度の見込みが92.6%と、もうほとんど新規の加入が見込めないというような頭打ちの状況になってきております。これで、この状況でどんどん収入、使用料がふえていくということは想定しがたいところがあります。一般会計からも大きなお金を繰り入れて、執行される側もコスト軽減に頑張っておられますので、この予算につきましても賛成すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思えます。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、可決されました。

日程第30 議案第30号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第30、議案第30号、平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第30号、平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号、平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 1 議案第 3 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 1、議案第 3 1 号、平成 2 9 年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 1 号、平成 2 9 年度南部町水道事業会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛否があり、賛成 1 0 名、反対 3 名、賛成多数により可決すべきものと決しました。

賛否の意見ですが、まず、反対者の意見から。基金を繰り出して資本的収支のほうに出資金で入れてあり、こういう予算立てではなく、目標とする料金とするために使う、これが公平、平等な使い方だと思う。西伯地区は高い料金を払ってきたが、この 1 0 年間は無ではなく、制度を合わせたり、西伯の簡水が高いのを下げたり、料金表を合わせたり、条件整備をこの 1 0 年かけてやってきた。ここで下げるといのは承服しがたい。基金繰り入れは全体が恩恵を受けることで使うべきであり、統一にはお互いが痛み分けをして目標に近づくということが基本であろうと思ひ、反対をする。

次に、賛成者の理由です。低いほうに合わせるべきだという意見をずっと言ってきた。低位均一に賛成である。1 億 1, 5 0 0 万円の一般会計を繰り入れたのは英断だと思う。いろいろな感情的な問題がある中で、サービスは高いほうに、負担は低いほうにということで合併時にやっておくことであったと考える。それが延びてきた中で最終的にどうするのか、まず土台をそろえるというところは賛成をする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、白川立真君。

○議員（5 番 白川 立真君） 先ほどの 2 0 号議案とリンクしておりますので、反対討論をいた

します。

先ほど鶴翼の陣形で臨むと言いましたら、皆さんが1カ所に集まってしまわれた。こんなこともあるのかなとちょっとびっくりをしております。ならば、スサノオノミコトの気分で思い切って討論をしていきたいと思えます。

まず、このテーマは当議会の中でも渦中の案件となっております。このたびの水道事業に関する町長の提案は、非常に重いものがありました。しかし、議員の皆様、我々の議決はさらに重いものとなりましょう。議員、皆様におかれては、子供さんや孫さんもおられましょう。今、脳裏に子供さんの笑顔を思い描いていただきたい。人口減少が進む中、ただでさえ子供たちは将来、大きな荷物を背負わなければなりません。それがわかっている我々には、一体何ができるでしょうか。

今回、手をつける基金は、将来子供たちも活用する基金です。そう簡単に手をつけるべきではありません。この基金は、子供たちの夢が詰まった貯金箱でもあるんです。この貯金箱、そうやすやすと手をつけるべきではありません。水道会計の赤字を補うために今この貯金箱に手をつければ、我々、将来、次の世代に厳しい裁きを受けましょう。今ならまだ間に合います。後退する議会ではなく、前進する議会だということを、皆さん、見せようではありませんか。南部町議会は、選挙権もない子供たちの将来を見据え、先回りをして手を打つことができる議会だということを見せようではありませんか。採決を期待しております。終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第31号、平成29年度水道事業会計予算に賛成の立場で討論いたします。白川議員のように上手は言えません。（笑声）

先ほど討論もありますように、今回はまず、会見と西伯の水道料金を低いほうに合わせるということがスタートだと思います。料金収入は下がりますけれども、これは先ほど基金1億1,500万、これを投入して収支バランスをとっていきます。決して本意ではありませんが、この3年間をしのぐためにはやむを得ないというふうに考えます。何とか……（笑声）済みません。この議案を通して、南部町の水道事業会計が正しく向かっていけるように応援をして賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 6番、三鴨でございます。先ほどの20号でも、条例のほうでも

お話ししたとおりでございます。先ほど委員長が報告されたとおりの理由でございます。やっぱり減収となる値下げはやめて、一般会計からの仮に繰り入れをするのであれば、安定経営のために皆さんが恩恵を受ける目標とする、安定経営のために目標とする水道料金を下げていく、値上げ幅をできるだけ少なくする、そういう方向に使っていくべきだという意見を持っておりまして、この予算については反対という立場になります。

中身を見ますと、予算案を見ますと、収益的収支のほうの3条予算のほうに水道料金として入ってくる部分が3,000万の減額になっております。逆に、4条の出資金で受けられておりますけれども、やっぱり先ほども申し上げましたけれども、出資金ではなくて、3条のほうでやっぱりバランスをとってもらおうほうがいいと思うんです。どうせ繰り入れ……。繰り入れはしたらいいんということじゃなくて、一般会計は、繰り出しについては、私、賛成はいたしましたんですけれども、ちょっと問題があるのは、こういう使い方に関していかなものかと思っております。やはり、しつこいようですけれども、目標とする料金というものを下げていって、みんなが痛み分けをしてそこに到達するということであろうと思います。

それから、先ほど荊尾議員がおっしゃいました今回はとりあえず下げてという話ですが、とりあえず下げるのはやぶさかでもないんですけれども、仮に下げるとすれば、そのままでする3年間やらなくて、すぐに次の段階に移るべきだと思います。3,500万を3年間、1億1,500万、値下げのために使っていくのであれば、早くそういう一致したなら、早く次の手を打って、こういった値下げのための繰り出しというものは少なくしていく。逆にその費用を、料金を下げていくために使う、そういうふうに検討いただきたいと思っています。ですから、この予算の内容を見る限りでは、経営改善にならないというところから反対の立場で意見を述べさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案31号、水道事業会計の予算に賛成をいたします。私たち日本共産党の議員団は、この議会に出てから水道会計に賛成するというのは今回が初めてです。

私、年がわかるんですが、三十数年前に議会に出たときに旧西伯の水道会計を見て、同じ町で水道料金が違うことに非常に驚きと違和感を感じたのを今も覚えています。それどころか水道もなかった。加入金も膨大な金額で、正直なところ、よそから来た者について、こういう町に本当に親戚とか結婚してこなくて、よその町から住めるのだろうかというの、本当に率直な思いで

感じたのも覚えています。

そういうときに上長田のほうで水道を引く問題が起こり、集落にもぜひ話を聞きにきてほしい
とって、負担割合を協議したのも覚えています。そのときからの悲願は、いわゆる両長田地域
は水道がなかったから40万出しても水道引くけれども、正直言って高いというのが率直な疑問
でした。それからは、町議会では低いほうにとにかく合わせましょうということでした。

簡水が高くなったのは、滝山議員が陳情等で、委員会で述べられていたように、この西伯の町
の中では、いわゆる簡水引くときには受益者負担主義で一般会計を持ち出すことにも問題があっ
たということも言うておられました。旧西伯に住んでいる者については、水道事業はいわゆる受
益者負担主義で、地域によって差を受けざるを得ないというふうに過ごしてきたのが西伯側の住
民だったというふうに思うのです。

合併後、このことが順調にいかなかったというのは、皆さんも御存じのように一番大きな理由
は上水道で公営企業会計をしていた。そのことから、西伯側は受益者負担主義でその場所での
単独の会計をしながら、簡易水道も高くなってきたということがあったから、当然、埋め合わせ
することが難しかったというのは私も理解できるわけです。

今回、私は、いろいろ意見がありますが、審査委員会が、それも審議会の答申が、西伯側、会
見側を含んだ住民で構成された審議会の答申が、今回の問題を解決するために、料金統一には低
いほうに合わせるのが一番だというふうに出してこられたことには、双方の歴史的なことを考え
て私は当然の結果だし、妥当な結果だというふうに考えています。

正直言って少し残念でならないのは、この引き下げすることに反対だという議員もいらっしや
るのですが、その場所が出た意見の中に、基金を使うのには全住民に恩恵をもたらすのであって、
下げるほうだけの使い方はどうかということなんですけども、ぜひお考えいただきたいのは、両
長田地域に住んでおられた方々が今回の水道の説明会のときにどう言われたかということ、自分ら、
すごく高い水道料金を払ってきたので、本当に下げてええかやということと言われたんですよ。
あれ聞いたとき、本当にもうどきっと私はしたのですが、お考えいただきたいのは、その方々が
ほかの方より高い水道料金を払いながら、なおかつ、ほかのいわゆる水道ですよ、例えば会見
地域でいえば、特別会計であるところに一般財源を投入しているということは、彼らからの税金
もその水道料金を安く抑えるために使っていたということをぜひとも知っていただきたいと思
うんです。

今回、そういう意味でいえば、上下水道課のほうから出してこられた、いろいろ異論はありま
したが、合併以降の建設改良事業の事業費一覧で、西伯、会見側と分けるのが適切かどうかわか

りませんが、それを出してこられた背景にも、いわゆるなぜ西伯側だけ下げるのにあの基金を使うのかということの答えになっていたのではないかというふうに私は思うわけなんですよ。

皆さんも御存じのように、西伯側は公営企業といっても、住んでる住民には公営企業の側の住民かどうか関係ないはずですよ。挑戦すべきことは、どのような体制であれ、公平な立場で公正なサービスを提供し、公平な負担をしていくということについていけば、私は料金の統一は当然のことであり、それもなおかつ、低いほうを上げるのではなく、高いほうを引き下げることについて、私は皆さんと御一緒に評価していきたいというふうに考えています。

それで、先ほどの議員の討論ではありませんが、基金を未来の子供に残すといえればへ理屈になりますが、今回の基金を使ってエアコンの設置をいたします。私は、その基金が、そこに住んでいる人たちが住みやすい町をつかっていくために有効に使うことには、私は未来の子供たちも反対しないように思います。

そういう意味でいえば、今回の水道問題は、将来をどうするかということで投げかけられて、全議員がそれぞれ意見を出し合いながら考えた結果だと思います。私は、ぜひともこれをきっかけに本来の水道料金とはどうあるべきなのか、そして本当に公営企業法のもとでは一般財源は許されないのか、もしそうだとすれば、皆さんは未来永劫に受益者負担の立場でどんどん上がっていく水道料金を認めることになるのか。そのことについてもいつかは一定の判断下さないといけないんだろうし、今すべきじゃないと思ってる方々も、3年後の値上げ以降も一般財源は投入するんです。そういうことをもぜひ頭に入れながら、住民にとって暮らしやすい町とはどうなのかということを考えていくべきではないかなと思います。

今回の水道会計については、そういう意味では基金から繰り入れて水道料金を低いほうに統一させるということについては、住民とともに評価したいと考えています。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、平成29年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第32 議案第32号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第32、議案第32号、平成29年度南部町病院事業会計予算を議

題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第32号、平成29年度南部町病院事業会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第32号、平成29年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第33 議案第33号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第33、議案第33号、平成29年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第33号、平成29年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 3 号、平成 2 9 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。
本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 3 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 4、議案第 3 4 号、南部町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 4 号、南部町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約に関する協議について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 4 号、南部町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 5 議案第 3 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 5、議案第 3 5 号、町道路線の認定についてを議題といたしま

す。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第35号、町道路線の認定について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第36 陳情第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第36、陳情第1号、水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三嶋義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三嶋 義文君） 総務経済常任委員長、三嶋でございます。付託を受けました陳情第1号、水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書を総務経済常任委員会で審査いたしました結果、賛成2、反対4をもちまして不採択と決しました。

賛成者の御意見としましては、町民の皆さんの生活は本当に大変と言われている。町民の暮らしや生活を守っていくかが行政の責務であり、水道や下水道、国民健康保険税等の公共料金の負担を減らすこと、料金引き下げは維持するべき。今回の上下水道課と建設課を一緒にすることなどで人件費の経費を削減し、赤字を減らして、その後に料金の見直しを考えるべき。水道会計は独立採算であるが、繰り入れは違反ではなく、経営のためには公金の繰り入れは当然のこと。下水道のようにすればいい。値上げは2年目、3年目の状況を見て、3年後の値上げを今回出すべ

きではなく、低位均一だけにすべき。合併債を利用すべき。今回、値上げの反対の署名を集めたが、800人集まった。西伯地区の署名も700人台になっている。住民の声を受けとめるべき。

反対者の御意見は、平成16年2月26日の合併協定で水道使用料は現在のものを引き継ぎ、料金や体系の検討をするとある。その後、公共料金審議会で何度か審議されて、その答申に基づき改定や体系の統一がされてきた。経営状況は、平成27年度決算では累積欠損金が1億3,500万円の赤字、運用現金が1,400万円しかない厳しい状況である。このたびの答申では、会見地区に合わせる統一と財政収支の安定が出されていることから、まずは料金統一のために1億1,500万円の繰り入れをして町民負担がないようにされているが、例外的な措置で継続はできない。将来持続するために必要であり、厳しい会計状況を町民さんに理解いただくよう、議員として説明していかなければならない。公共料金はみんなで支えるもの、水道事業もみんなで守るのが基本と思う。署名も重いものがあるが、今後、人口も減り、水源の確保などがある中で、負担減の策として基金の取り崩しがある。3年後の値上げも一緒にやっていくのは今しかないと思う。3年間も待てない経営状況ですぐにでも値上げをさせてほしいところだが、激変緩和のために3年後にされたと思う。両地区の考えや意見はあると思うが、統一して同じ町でよかったというような町になればと言われるようになりたいという御意見でした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 審査をなさった総務経済常任委員会の委員長にお聞きします。審査、御苦労さまでした。

1つ、お聞きしたいのです。実はこの陳情と請願が同じ内容ですので、ここで同じような質問に、両方について同じ質問をしたいのですが、水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書、5名の方々から出されている陳情、700を超えた連名で議会に届いているというふうに聞いています。私もこの陳情署名を集めるお手伝いをさせてもらいに町内を回りました。そのときに、水道も大変だけでも、下水道も大変だと言われたんですね。そのときに私たちは、そうですね、下水道、それでも2億円近く毎年お金入れてるんですよということになったら、水道はそれができないのかという話になってきたわけなんですよ。

そこでお聞きいたします。この陳情には、水道会計がどのような状況になるのか十分な検討を行うとともに、また一般会計からの繰り入れを行う対策を継続していただきたくお願いするものですと書いてありますよね。議会に求められているのは、たとえ執行部から引き下げで、引き上

げの条例は出てきたけれども、住民の声がこれだけあって、この3年間でどのような水道状況になるのか検討を行ってほしいと、また一般会計の繰り入れ等も検討していただきたいと、こういうふうに言ってるわけです。申しわけないけど、仮に3年後値上げに賛成する議員の方々もこの陳情の内容であれば、今回引き下げがいいのだという議員の皆さんであれば、住民の意思を尊重しながら3年後についての検討ということは一致できるのではないかなと私は思ったんですけども、その点について委員会では、このように上がってきた内容の住民からの、西伯地域で700を超える署名、会見地域でいえば今、3年後の引き上げ決めないでほしいと言っている内容をどのように審査なさったのか、この住民の署名を、数たくさんあった署名を受けとめて、どのような意見が出たのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。先ほど、賛成、反対の意見の中でも申し上げましたけれども、賛成委員の中で、署名を集めたが、800人も集まった。西伯地区でも700人台になっていると、住民の声を受けとめるべきという御意見に対して、反対の御意見としては署名も重いものがあるがということで御意見を述べられました。3年後の値上げも一緒にやっていくのは今しかないということも含めて討論されました。

一つには、値下げを継続してほしいという署名でしたけれども、御意見の中では継続はできない、3年後の値上げも一緒にやっていくのは今しかないという議論がありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。何度も言っておりますとおり、現在、会見地区で800余り以上、そして西伯で700以上の署名を集めてまいりました。2つとも共通する点は、1点だけでした。なぜ3年先の値上げを今回、今、3月議会で決めなければならないのか。その1点だけが共通項で、あとは若干違っております。これが私たちが感じた最終的な現在の南部町民の町意である、そういうふうに考えております。

あと、1,500集めたというこの数字ですけども、結局住民を、各自治体を回って、地域振興協議会単位で行った地元説明会ですが、最終的にはトータル100人ぐらいにしかならなか

ったんではないかと思っております。地元説明といいながら、結局、地元説明がほとんど行われてない、結局、私たちが署名を集めて回るとき、こういうことが今行われようとしているんだという、そういう説明もして回った、このことが多分、最終的には署名をしていただいた、そういうことになるのではないかと、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私は、この陳情第1号、水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書について、委員長のほうから報告ありました不採択について、賛成の立場で討論させていただきます。

陳情書、それから署名を集めて回られましたもの、比べますと同じことが書いて、町民の皆さんにも署名をして回られたんだというのがわかったんですけど、先ほど真壁議員の質疑のほうからありましたように、これは住民目線で政治を考える会・南部、共同世話人さん5人が提出をしていただいております。これについてはもう先ほどからるる、もうきょうは、このたびの議会は水道料金議会かなと思うほどこの水道料金のことばかりが中心になってはいますけれど、若干ちょっと視点を変えて今回のことについては賛成の討論としたいと思うんですが、まず公共料金というものです。公共料金、家庭のほうで一番感じられるものは電気、それから水道というものだと思います。家に帰って暗くなってスイッチを入れると家に明かりがつく、そして蛇口をひねると水が出る、これが公共、皆さんが平等に使うもの、公共料金です。

例えば電気料金が上がる時、何で上がるのかなというふうに考えると、テレビで言うのは原油価格が上がった、そして新しい施設を設けてそこに投資をしたので、これを皆さんで負担をしてください、そういったことで電気料金が上がります。水道もやはり同じではないかなというふうに思います。利用者の方が平等に負担をし、そしてこの会計を守っていく、これが公営企業会計であるというふうに思います。

この陳情や署名の中にもう一つあります。町民の生活の中でも住民全体が影響を受ける公共料金であると。まさにそのとおりだと思うんですけど、この平等性というものは、じゃあどこで担保され、図られるかという、ほかで町税を払ってもらったり、国保税、それから後期高齢者保険とか介護保険、それぞれ払っていただいているわけなんですけれど、そこには例えば低所得者の方に対しての支援策というものがあります。

町民税の非課税では、平成28年度現在で4,367人おられます。先ほど言った国保税や後期高齢者医療保険、介護保険についてもそれぞれ軽減策がなされ、ここで税の負担というものが

あり、平等性がまず保たれてるというふうに思います。やはり公共料金は、そこで平等になった同じ町民が一緒になって支えていくのが公共料金ではないかなというふうに思っております。

次に、負担のことです。このたび、先ほどから言っております1億1,500万というものを、今まで執行部のほうで一生懸命ためてこられた基金を取り崩します。この基金は地域振興基金を取り崩します。この地域振興基金というのは合併債をある程度使っていくわけですが、この基金とは合併後の市町村が地域住民の連携の強化または地域振興のために設けてある基金であります。まさにこの3年間で……。今年度、水道料金を低位に一定にしてスタートする、その3年間のために1億1,500万という基金を取り崩し、水道会計に入れる。地域振興のために設けられる基金を使っております。

ただ、基金の残額は、最初でも言いましたように、29年度末、この1億1,500万を入れた時点で残ります基金は9億6,400万くらいです。まだ合併特例債、余裕があるんですが、この特例債には、これから複合施設の建設、さまざまなこの町の住民のための施策について基金を使っていく必要性がたくさんあります。この水道会計だけにこの基金を取り崩し、使っていくというのはできないこと。そして、白川議員が何度も言ってます、子、孫、そしてこれからの時代につけ回しをしない、そういった形でできる範囲でやっていく、それが大切なことであり、今回の署名800人の方、会見と合わせて1,500人の署名があるわけなんですけど、この署名は非常に重いものだと重々感じておりますが、やはり議会人として住民の目線で見るとは当たり前前のことです。しかし、いけないときにはいけない、それについてはしっかりと説明して町民の方に理解をしていただく、それが議会人としての務めであるというふうに思っております、そういった意味から、この陳情につきましては不採択ということで町民の方には御理解をいただき、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

休憩します。

午後3時26分休憩

午後3時26分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、水道料金引き上げ条例を制定しないことを求める陳情書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第 3 7 陳情第 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 7、陳情第 2 号、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）
休憩します。

午後 3 時 2 8 分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

総務経済常任委員長の報告を求めますまで言いましたので、総務経済常任委員長、この件に対して報告をしていただきますようによろしくお願いいたします。

総務経済常任委員長、三嶋義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三嶋 義文君） 総務経済常任委員長、三嶋です。付託を受けました陳情第 2 号、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情につきまして、総務経済常任委員会で審査の結果、賛成 2、反対 4 で、不採択に決しました。

賛成の理由としましては、サンゴ礁の海にコンクリートブロックを入れる、まさに国を破壊するもの。日本を守るとあるが、今までやってきたことは出撃基地となっている。沖縄の声は、2013年に安倍内閣総理大臣に提出された沖縄建白書が一番集約されたもので、オスプレイの配置撤回と普天間閉鎖を、県内移設の断念を求められている。広大なものをつくって軍事目的は許せない。自治体と国との関係で民主主義、民意を守るべき。

反対の意見といたしましては、世界でも最も危険な基地と言われる普天間飛行場の移設は、地域住民の危険回避のために必要。外交と防衛は国の専権事項である。国の施策としてされること。

沖縄の方には申しわけないが、尖閣諸島を初めとした領海や領空侵犯は相変わらず続いている。現状を考えるとやむを得ない。国防、安全確保に関しては、地方自治より国の外交施策が優先するので、そういう方向に行かざるを得ないと思う。以上の意見でございました。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回出ております陳情は、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の内容でした。

中身は、地方自治、沖縄問題で、なるほど、基地の問題を取り上げて、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づいて沖縄の民意の受けとめ方は、政府としてはどういう態度なのかということも問うていて、中身が沖縄の声をしっかりと受けとめて日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づいて、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持されることを求めますという内容だったんですね。

2つ目には、沖縄県民の民意を尊重し、米軍基地建設計画を白紙に戻すこと。先ほどのこの陳情がちょっと不採択だよという人の意見の中にあったというのが、いわゆる外交問題、国防問題は地方自治よりも優先するんだという内容だったということですか。少なくとも日本国憲法に保障されているのは、その地域によって特異な状況、防衛ないしは外交問題では、その地域の人たちの住民投票等で問うていくんだということが保障されているわけですね。そういうもとの、これは野党4党の共同で出されている内容なんですけれども、それについてどのように審査なさったのかというのが1点と、もう一つは、不穏な状況というのは中国とか北朝鮮とかのことを言ってるんでしょうか。もしそうであれば、ここに普天間ではなくて、今しようとしているのが普天間の基地をいけないからということで、辺野古にだと言ってるわけですね。そのことでいわゆる緊張問題が解決できるのかと論議なさったんでしょうかという問題と、3つ目、ここは、私は沖縄県民が建白書上げてすごいなと思ったのは、彼らが言ってるのは県外に持っていけと言ってるんですね、そうですね。それで、県外のどこかということ言ってない、日本とも言ってないんですよ。そこですよ。これは私たちが自分の町にもしこういうことが来たらということを考えたら、一目瞭然ではないと思うんですけども、その点について私は、沖縄県民は党派を超えて賢明な声を出してるというふうに思うんですけども、その点を委員会ではどんなふうに御審査なさったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、三嶋義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三嶋 義文君） 総務経済常任委員長です。あんまりたくさん言わ

れたので、3つだったと思うんですけども、前段が長くてわかりませんでした（「済みません」と呼ぶ者あり）国防等は専権事項、国の仕事というような御意見の中から、先ほど御質問ありました、自治を守れというところはどうか検討したか、審査、審議したかということですけども、理由のときにも述べましたけれども、地方自治より国の外交施策がという御意見でありました。

賛成の委員の方からもう1点、国は地方自治を尊重する義務がある。憲法で保障された第8章で、地方自治の自治法第95条「一の公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意がなければ、国会は、これを制定することができない。」ということも述べられました。それを聞かれて反対者の方の御意見もあったんだろうというふうに思い出そうとしているところです。

それから、2点目のこれで危険を回避できるのかという点だったと思いますが、そういう尖閣諸島を取り巻く危険な状況が相変わらず続いている状態なので、そういった米国との国同士のやりとりの中で、こういう方向なんで現状を考えるとやむを得ないというような御意見だったと思います。危険が回避されるのかという答えになったのかどうかはわかりませんが、そういう状況を回避するためにはやむを得ないという意見が出されたと思います。

それから、3点目の県外に出すことだ、移転することだというふうに、そういう議論がされたかという御質問だったと思いますが、これもですね……。県外に出すというのは私の記憶にはとどまってないのですが、沖縄の方には申しわけないけどというところでおっしゃられたのかもしれませんが、というような議論だったと思っています。えらい回答になったかわかりませんが、以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。総務経済常任委員会のときも説明させていただきましたが、現在取り上げようとしております「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」、これの採択を求めるものです。

この中で、沖縄の声に共鳴して、これは何なのか、前回の総務経済のときも説明させていただ

きましたが、その中で一番端的にあらわしているものは、2013年1月28日に沖縄県のほうから内閣総理大臣、安倍晋三殿宛てに出された沖縄建白書というものです。これは長い文章ですので本文は省略させていただきますが、最終的には結論はこれだけです。米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。これはオスプレイが配備されたときに沖縄の人がほぼ全部集まって、それで出された文書です。沖縄には41市町村がありますが、その41市町村長の方が全て、そして議会議長が全員、さらに県内の議会の各会派の長が捺印をしております。そしてこの中には、県議会会派の自由民主党会派では照屋守之県連会長の名前も入っております。これが後に現在に至っておりますオール沖縄に至ったそれのものと文書です。

そして、この文章の中で、あくまでもこの文章は米軍普天間基地の閉鎖・撤去、それだけを求める内容になっておりますが、実はこの文章の中には出てこない部分があります。何年か前になりますが、アメリカ軍兵士ではありませんでしたが、そのときはたしか軍属という呼び方だったと思いますが、その方による女性が殺害された。そしてさらには、はるかにこれは昔の話ですが、未成年者がアメリカ軍兵によっていたずらをされた。これら2つのことを一番覚えてるところではありますが、これほんの氷山の一角です。沖縄県内では沖縄県に基地があるために絶えずいろいろなことが起こっております。しかしながら、それらのことは沖縄県内だけしかニュースとして流れません。鹿児島から上、本国に対しては全く流れてきません。

今、この中でずっと言っております沖縄の声に共鳴して地方自治を、この部分です。国の政策があるから、そういう部分も確かにありましょう。そして国際の部分、そういう部分もあると思います。しかしながら、私は人間としてぜひ沖縄県民の声を沖縄県民の方に寄り添う形で、ぜひこの陳情書を採択していただきたい。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） この陳情に対し、採択すべしでないという立場で討論させていただきます。

沖縄の声に共鳴してというタイトルですけども、沖縄の声というのは本当にさまざまあると思います。では、国が全く共鳴して耳もかさないのかということ、例えばさっき真壁議員のほうからも出しましたが、辺野古も紆余曲折があってあそこに決まりました。そして、最近では北部訓練場、御存じでしょうか、沖縄の北部のほうにある広大な訓練場を返してほしいという県民の声に国も耳をかせて、これを返還することになりました。ただ、ヘリパッドはつけさせてということで、これセットになっておりましたんで、翁長知事もたしか苦渋の選択という言葉を残されて

お認めになったと思います。

さまざまな声がある中で、特に今回2つにちょっと絞ってみたいと思いますけども、米軍の存在そのものが嫌だと、もう出ていってくれという声もあります。これも国と国が結んだ条約だとか協定というのも大きくかかわっております。最近でしたでしょうか、トランプ大統領が日米安保のことに少し触れました。あれはアメリカにめちゃくちゃ不利なので、日本にもっとお金を払わせろというようなものでした。日米安保と日米地位協定というのは、前もこの議会で少し触れましたけど、セットです。双子の条約と呼ばれるセットです。

では、日米地位協定というものはどういうものか、日米地位協定の御先祖様に日米行政協定というものがあります。日米行政協定の骨格を簡単に言いますと、アメリカは日本の施政における範囲において、施政における範囲というのは広大な海が入り、その範囲において米軍は希望する場所に希望する期間、希望する規模の米軍を駐留させることができるというもので、簡単に言いますと日本を好きなように使いますよというめちゃくちゃな内容であったわけです。今日は地位協定になって一切を話し合いでやるようになっておりますけども、日米安保がアメリカに非常に不利な分だけ、日米地位協定というのはアメリカに非常に有利なようになっております。つまり、アメリカはうまくそこでバランスをとっているわけですね。つまり、米軍出ていけということになりますと、日米安保も見直さなければなりませんし、日米安保ということになりますと日本国憲法も見直していくという大きな課題が出てくるわけです。

この話はちょっとこのあたりにしておきまして、もう一つ、沖縄県民の声として目の前に迫る中国の脅威、この脅威に不安を叫ぶ人たちもまたおられます。これらの沖縄の問題を日本国民の皆さんは自分の問題として、沖縄だけの問題じゃなくて自分の課題として俯瞰するべきと考えております。

少しちょっとワイドに討論していきたいと思いますが、まず沖縄に駐留する米軍というのは主に海兵隊でございます。アメリカには陸軍、空軍、海軍という3つの組織があります。これらとは別に、議会の承認を得なくても大統領の指一本、大統領の権限で運用できる部隊があります。これがマリーン、海兵隊と呼ばれるものです。マリーンというのは大きく3つに分かれており、ヨーロッパ全域、アフリカ全域をカバーするAチーム、中南米、オセアニアをカバーするBチーム、そしてCチームはアジア全域とアラブ諸国をカバーする最大のチームとして、今、沖縄に拠点を置いております。つまり、マリーンというのは地球全体を俯瞰しながらプレゼンスを発揮するアメリカ最強の組織と言えましょう。では、マリーンは一体誰にプレゼンスを、誰に対してプレゼンスを発揮しているのでしょうか。

近代史をひもとけば、共産主義陣営、自由主義陣営が激突し、多くの血が流され、今日も両陣営は拮抗しております。そんな中、我が国近海では、東シナ海や南シナ海は俺のもんだと主張する中国が大きな脅威となっております。国際法にのっとった裁判所の判決を紙くずだと言い、サラムをスライスするごとく、少しずつ、少しずつ自分のものにしていくわけです。

かつて大東亜戦争において、東シナ海、南シナ海は日本の影響下にありました。しかし、日本が敗れた際、再びアメリカがフィリピンを、フランスがベトナムを再占領いたしました。敗戦後、日本には帰らず、その地、東南アジアの地に残った将兵が多数おられたことを皆さんはどれだけ御存じでしょうか。彼ら将兵たちは、その国の人々に独立の意義を伝え、占領からの解放という旗印のもと、人々と日本兵の混成部隊はついに独立戦争を勝ち取ります。

やがて、次々と東南アジア諸国は独立していきました。欧米の軍隊が次々撤退していく中で、中国は南シナ海の海を次々奪っていきました。東南アジアに残った先輩たちが敗戦後、命をかけて守り、独立を果たしたアセアン諸国はまさに日本の兄弟と言えましょう。それぞれの学校では、ともに戦った日本兵は独立のヒーローとして教科書に出てまいります。その先輩たちが守った南シナ海に土足で上がり込む国家中国は、この中国に対し、我々は真の正義を見せなければなりません。

北へ目を向ければ北朝鮮やロシアの脅威、南へ目を向ければ台湾海峡、南シナ海をばっこする中国の脅威、北と南に強力なプレゼンスを発揮しながら、後方支援が可能な空間を背後に持てる位置、ここが沖縄だったんです。つまり、先ほど私も鶴翼という言葉を行いましたけど、鶴が翼を広げた形、この鶴翼の陣形をもって抑止力をなす拠点が沖縄だったんです。私たちにとって沖縄が国防上重要であるということは、中国にとってもよだれが出るほど欲しくて欲しくてたまりません。私たちはこの事実を沖縄の人たちとともに共有しなければなりません。

日本地図というのを逆さまにして見ていただきたい。中国が太平洋に出たくても、日本列島や台湾がふたをする形になっています。このふたを第一列島線と呼びますけど、この列島線の破壊こそが中国のたくらみであります。ゆえに日本は、パンドラの箱として存在していることを皆さんも学ぶべきであります。国際ルールを無視する中国を太平洋に解き放ってはなりません。

先人たちが掲げた夢は、東アジアのみんながともに栄えるでしたよね。70年という長い眠りから目覚め、東アジアの安全と繁栄のため、いま一度、私たちが一肌脱ごうではありませんか。私たちは常に沖縄とともにあり、ともに戦わなければなりません。私たちは尖閣を含む国土と国民の命を守ると誓ったあの日、中国という化け物の尻尾をもう踏んでいるのです。終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。（「討論あるよ」と呼ぶ者あり）

討論はございますか。申しわけありません。

委員長に賛成ですか、反対ですか。（「賛成……。委員長に採択ですね」と呼ぶ者あり）採択ですか。（「採択です」と呼ぶ者あり）委員長に反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）委員長に反対者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束博信です。陳情第2号の件ですが、私、この「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情ですが、先ほど来る国防とかいろんなことを述べられ、お話がありました。けれど、私はこの書面、陳情書を見る限り、沖縄の声を要するに聞いてほしい、ここに、中段にあります、真ん中あたりから下ですが、要するに自治体を代表する首長と真摯な話し合いを通じて、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努めること、こういうようなことを要望しておるわけですね。話し合いもなしに一方的に進めることは、やっぱりよくないのではないかというふうに思うところです。

仮にこの南部町に何かの施設をつくろうとしたときに、頭ごなしに何かやろうとされたら非常に困るのではないかと、私は思います。南部町に何か基地をつくる、もしそういうようなことがあれば、やはりそうはいつでも地元と話し合いをさせていただきたい。話し合いがないようなことではぐあいが悪いのではないかとということだと思います。これはしっかり話し合いをして溝を、できることとできないことがあろうかと思いますが、しっかり話し合いをまずすること、ここが一番だと思います。そういう意味で、この陳情書はそんなに悪いことを言ってるわけじゃなくて、話し合いをしましょうと言ってるわけですから、これがいいのではないかなというふうに、私はこれに対して賛成する立場で申し上げました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情を採決いたします。

賛成、反対意見がございましたので、起立によって決したいと思いますが、委員長の報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩をとります。再開は4時10分にします。

午後 3 時 5 5 分休憩

午後 4 時 1 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 3 8 請願第 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 8、請願第 3 号、平成 3 2 年からの水道料金改定に反対を求める請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。付託を受けました請願第 3 号、平成 3 2 年からの水道料金改定に反対を求める請願書でございます。

総務経済常任委員会で審査の結果、賛成 2、反対 4 をもちまして不採択と決しました。

賛成、反対の理由は、先ほど陳情第 1 号で長々と語りましたけれども、討論、審査につきましても両方同じ御意見ということで一緒にしましたので、ここで改めて同じ文を読むことは避けさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番、亀尾です。先ほどは陳情第 1 号で申しわけありませんでした、つい勘違いしまして。

私は、この請願 3 号、平成 3 2 年からの水道料金改定に反対を求める請願書に、ぜひ採択すべき、この立場で討論いたします。

これは陳情 1 号、そして議案 2 0 号のときに動議を出しましたが、結局、内容としては、1 つの条例に、3 年後に水道料金を引き上げる、そしてもう一つは、現在の会見地域の水道料金の低いほうに合わせる、この 2 つが 1 つになっておったんですけども、このたび、この請願も、そし

て陳情1号も、そうではなくて、3年後の料金を引き上げのことは条例から外す、そして料金を低いほうに合わせる、このようにしてほしいということなんです。理由としては、その時点、3年後の状況に合わせて、そのときに再審査するというを進めるべきだという、こういう内容であります。

さて、先ほど1号の陳情について不採択の理由を討論されたんですけど、その中での討論について、私、触れてみたいと思います。

1つは、公共料金、いわゆる町内では町が直接徴収します水道料金、そしてまた、電気料金、これはやっぱり民間がやることであります。私は、当然、電気料金を引き下げてほしいという声は、それは会社にぶつけるというか、呼びかけていいと思います。しかし、そうはいても民間というのはやっぱり利益を追求する、そういう仕組みであります、組織であります。私は、水道料金は自治体が運営するものであります。もちろん、これについてどんどん赤字がふえてもいいというもんではありませんが、しかし、町民の生活実態に合わせたやっぱり料金をやるべきだということ。これは自治体の総意で料金設定はできることでありますから、当然、その方向で住民の生活実態に合わせた料金にすべきである。当然、今回はやはり平等、均一にするためには会見の料金に合わせる。しかも、私も動議の中でも言いましたけども、今の町民の生活実態から言わせれば決して景気が上向いているわけではなく、むしろ停滞してる状況であります。そういう中で、なくてはならない水道の事業については料金を低いほうに設定すること、このことが必要であろうと思います。

そして、2つ目でありますけども、マイナスの金額、いわゆる赤字の金額については1億1,500万円を3年間で出すということ。これを基金の中で取り崩すのはいかなものかということだったんですけども、私は、町民全体のこれはお金です。町民全体から積み立てたお金であります。もちろん特例債も含めておりますけども、しかし、そのお金についてはやはり、繰り返しますが、町民の生活実態に合わせた料金に繰り出すのは当然であろう、このように思うのであります。

それから、次世代につけ回してはならないということを言われました。皆さんどうでしょうか。私は、合併以来、基金がどんどんどんどん減ってる状況なら、合併した当時の基金がどんどんどんどん、その金額がどんどん減ってる状況なら、これは大変なことが起こるかもしれませんが、基金をふやした。基金をふやした裏づけは一体何だったのでしょうか。それは現在、生活、そして我々が言っております世代が、サービスを本当はもっとしてほしいけども、行政がこうなら、それなら我慢しようかといって積み立てた基金なんですよ。それを次世代のためにそのまま残す

というんだなくて、やはり私らが積み立てたんですから私らの代で、ゼロにしろとは言いませんよ。それは今の苦しい家計にはそれ相応にやっぱり基金を出して、取り崩してでも対応する、これだないでしょうか。

1軒の家、1つの世帯に例えましょうか。私も子供も、息子もおり、また孫もいます。しかし、その子たちにつけ回してはいけないということで、私は、借金はしておりませんが、しかし、そのためにためたお金を、ずっとそのために残しておく、これが本当の生涯の生きざまでしょうか。私は、今、自分の生活が緊急であれば、それは自分がため込んだお金を使う、このことは当然すべきだないでしょうか。それをずっと、古代から日本もそれを代々受け継いでやってきてるんです。私は、次世代に残すべきだということで、今この中で生活を苦しいけども我慢しよう、これだなくて、今まで我慢して積み立てたお金は、苦しいときにはそれをつぎ込む、これは当然ではありませんか。私は、そういう考えをもって、ぜひこの請願は採択すべきであると、このように申します。よろしく。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。この問題については、議案第20号とリンクして同じ意見を述べさせていただきます。

いずれにしても、私は、平成16年2月26日の西伯町・会見町合併協議会の合併協定書、また料金統一に向けての水道事業の実績、そして町が諮問しました地域間の料金格差の是正と、水道事業の財政収支の改善という諮問に対して公共料金審議会の答申がございました。私は、このことを尊重しまして、この請願第3号については反対をいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第3号、平成32年からの水道料金改定に反対を求める請願書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

日程第 3 9 請願第 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 9、請願第 4 号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。付託を受けました請願第 4 号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書を総務経済常任委員会で審査いたしました結果、全員一致で継続審査とすることに決しました。

意見の中で、国の閣議決定が延びているので、それを待ってから、今の委員会で意見書について提出を審査するのは拙速であると思うという御意見の中から、全員一致で継続審査という結論に達しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員長から会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、請願第 4 号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第 4 0 発議案第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4 0、発議案第 1 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者であります議会運営委員長から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、板井隆君。

○議会運営委員会委員長（板井 隆君） お手元の資料をごらんください。

.....
発議案第 1 号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 提出

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
おはぐりください。改正の内容につきましては、条例の第2条第3項中「その月まで」を「その日まで」に改めるでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布日から施行するというので、次のページに新旧対照表が載っておりますので、そちらを参考していただきまして、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第1号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

発議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

.....
日程第41 発議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第41、発議案第2号、複合施設建設調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者であります議会運営委員長から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、板井隆君。

○議会運営委員会委員長（板井 隆君） 発議案第2号、資料をごらんください。

.....
発議案第2号

複合施設建設調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月23日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 板 井 隆

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――おはぐりください。委員会設置の目的について別紙に上げさせていただいております。

複合施設建設調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、南部町公民館さいはく分館を複合施設として建て替えるための調査及び研究するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により複合施設建設調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

(1) 複合施設建設事業に関する調査及び研究

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、複合施設建設調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました複合施設建設調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を複合施設建設調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後4時26分休憩

午後4時26分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま複合施設建設調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

複合施設建設調査特別委員長には井田章雄君、同副委員長には三鴨義文君を指名いたしたいと思いをします。

以上で結果報告を終わります。

日程第42 発議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第42、発議案第3号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、板井隆君。

○議会運営委員会委員長（板井 隆君） 発議案第3号をごらんください。

発議案第3号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月23日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 板 井 隆

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

—おはぐりください。設置についてでございます。

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に次の調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査地

中国地方の自治体

3. 調査期間

平成29年6月～7月のうちの3日間

4. 経 費

予算の範囲内

5. 調査方法

地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

失礼しました。これ6番となっておりますが、5番に訂正をお願いをいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結いたします。

これより、発議案第3号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後4時30分休憩

.....

午後4時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員会の委員長には三鴨義文君、同副委員長には白川立真君を決定いたします。

以上で結果報告を終わります。

.....

日程第43 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第43、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をいたしたいと思えます。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたします。

.....

日程第44 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第44、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済常任委員会、民生教育常任委員会、広報常任委員会及び議会改革調査特別委員会、複合施設建設調査特別委員会、地方行政調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成29年第2回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後4時32分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は3月2日に開会以来、本日23日まで22日間の長きにわたる期間でありました。この間、提案され、審議した案件は、平成29年度一般会計予算、各会計の当初予算、28年度補正予算、条例の改正等、多数の重要案件でありました。

議員各位におかれましては、今期の期間中、終始熱心に御審議をいただき、全て議了できましたことはまことに同慶にたえません。謹んで議員各位の御努力に対し、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、執行部におかれましては、議会審査に対し、真摯なる態度に敬意を表します。

さて、3月6日、7日での町政に対する一般質問、議案審議の過程で議員から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分に反映されますよう、強く望みます。

寒かった冬も過ぎ、いよいよ春が訪れ、各地からの花の便りが聞かれる季節となってまいりました。南部町でも城山公園や緑水湖畔の桜が見ごろとなってまいります。

議員各位におかれましては、健康に御留意され、町政発展のため、なお一層御精励されますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日から本日までの22日間にわたって開催されましたので、さぞ議員各位にはお疲れのことだろうと思います。

本議会では、合併以来の懸案でありました水道料金の統一に向けた条例改正案を初め、平成28年度一般会計補正予算、平成29年度一般会計予算など、33議案を御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

6日、7日両日には、10名の議員の皆様から町政に対する一般質問を頂戴いたしました。水道料金の統合問題、観光振興、企業誘致、公共交通再編課題、子供たちの教育環境に対する課題、地方創生の問題、高齢者の乗り物対策や運転免許証の自主返納に関する課題、さらに保育園の課題や民間活力をどう生かすかなど、私の施政方針についての御質問など、現在、私たち南部町を取り巻く町政の核心に対する問題提起ではなかったかと思えます。

それぞれの質問に丁寧に答弁させていただいたとは思っていますが、議論のかみ合わなかった部分や不足した部分もあったかと思えます。私の勉強不足の面もあると思えますので、今後とも御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

いよいよ3月も余すところ1週間余りとなりました。桜の便りもそろそろ聞かれるころを迎えます。来月、ことしの一式飾りは満開の桜の中で多くの皆さんに楽しんでいただけるのではないかと大変期待もしております。そして、法勝寺宿には待ちに待ったえん処米やがいよいよオープンいたします。里山デザイン大学や地域の集いの場、そしてお試し住宅として多くの皆様に御利用いただきたいと願っております。さらに、今後、市山のえふろんや天萬にも地域の集いと移住希望者との交流の場を設け、なんぶ創生をさらに加速させていきたいと願っております。

花の便りとともに新たなスタートの季節を迎え、少し気ぜわしい季節を迎えますが、議員各位には十分に御自愛の上、お過ごしになりまして、今後ともさらなる御活躍を願っております。

閉会に当たって一言お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。
